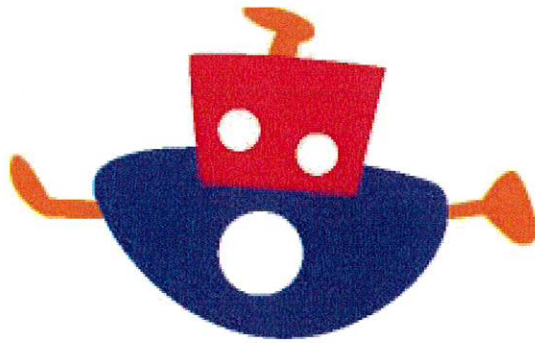


令和4年度

入園のしおり



ワクワクだいすき!

のぞみ保育園

NOZOMI NURSERY

幼保連携型認定こども園

デイリープログラム

【 ひよこ・ほし・うさぎ 】

7 : 15	順次登園
	所持品始末
	自由あそび
9 : 30	朝の集い
9:45	おやつ
10:00	クラス活動
11 : 00	昼食準備
11 : 15	昼食
12:30	お昼寝
15 : 00	目覚め おやつ
16 : 00	お帰りの会
	順次降園
18 : 15	通常保育終了
19 : 15	延長保育終了

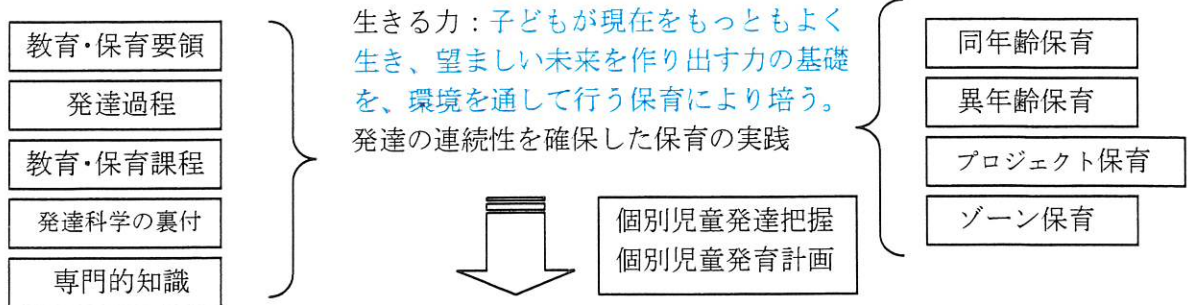
デイリープログラム

【 つき・りす・きりん 】

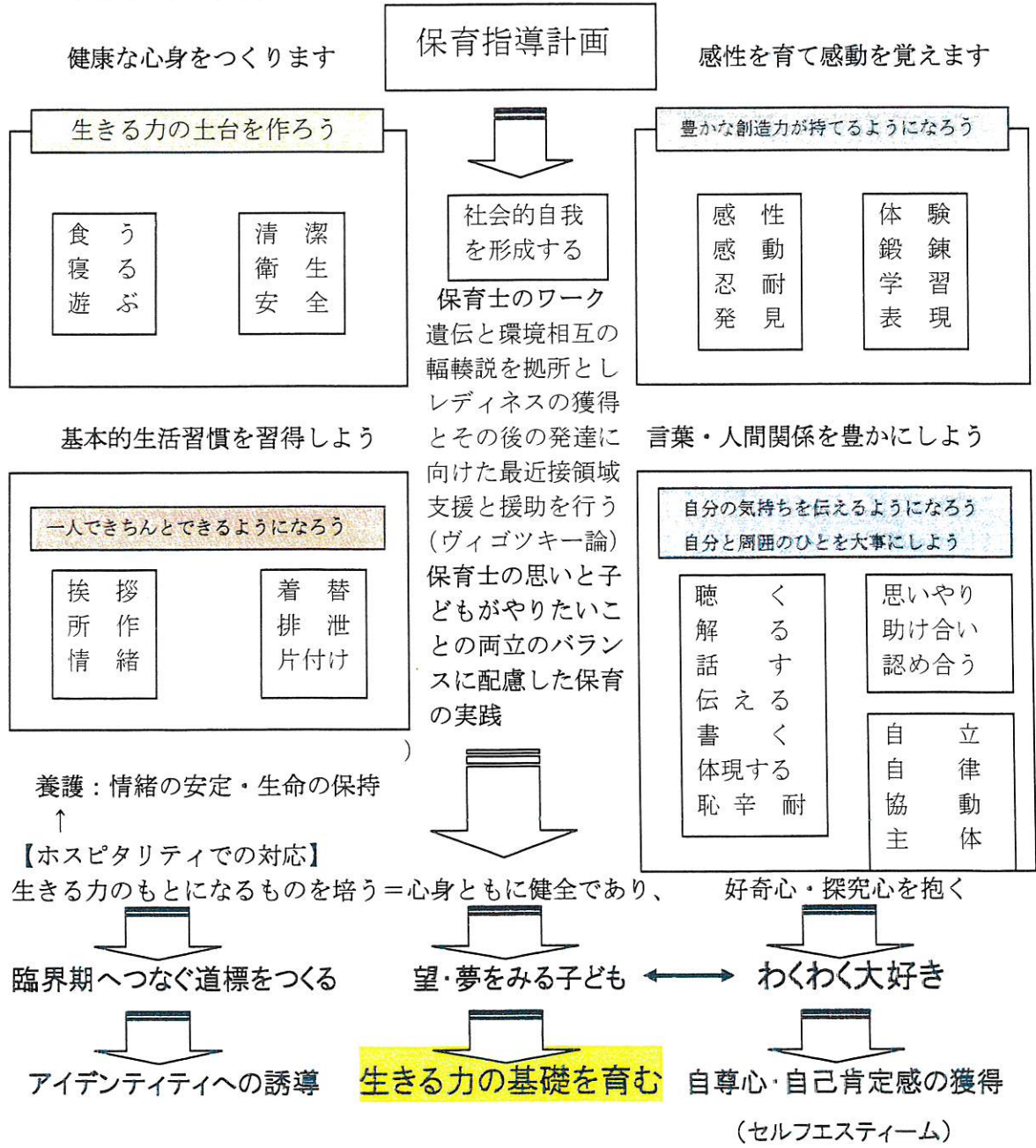
7 : 15	順次登園
	所持品始末
	自由あそび
9 : 30	サークルタイム
10 : 00	クラス活動
11:30	昼食準備 昼食
13 : 00	午後の活動 *希望児・保育士の判断で昼寝する場合あり
15 : 00	目覚め おやつ
16 : 00	お帰りの会
	順次降園
18 : 15	通常保育終了
19 : 15	延長保育終了

のぞみ保育園の保育方針とは

保護者・地域と協力して子どもに寄り添い、子どもの発達を支え・援助します



QOL
の
獲得



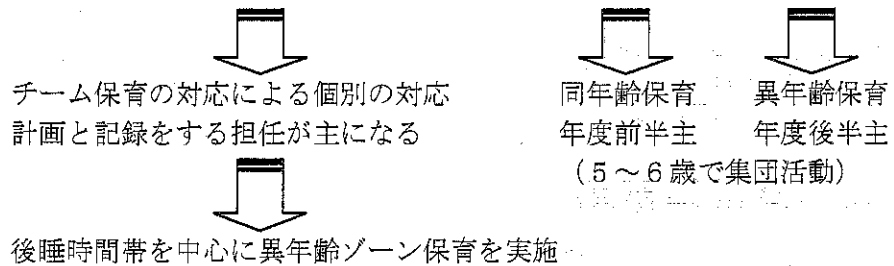
保育指導計画設定

3 か月～3 9 カ月・・・ 発達過程を軸に子ども一人ひとりの発達を確認できる仕組み



3 歳 4 カ月～6 歳・・・ ①発達過程を捉えるための活動 設定保育主体 (②の要素も含)

②子どもの自発を発揮する活動 ゾーン保育・プロジェクト保育



★ゾーン・室内[絵描く・造形・ブロック・積み木・絵本・科学・数・文字・ごっこ遊び・・]
室外[砂場遊び・乗り物遊び・ごっこ・芝生・うんどう・・]
園外[自然・エコ・スケッチ・・]
行事[音楽・歌・劇・・]

■遊びの方法・選択性と習熟度に合った環境の導入を基本としながら

▲発達チェックについて

3 か月～3 6 カ月・・・担当制の主たる保育士が計画・実行・記録
支援する保育士は 実行 のみ *担当固定

★3 9 カ月を年齢ごとの区割りにする・・・クラスを止めてグループに編成

ひよこ→ほし・・・月齢によりグループを移動する *上がる

2 歳→3 歳・・・生活の自立の確認によりグループを移動する

★4 0 カ月から6 歳・・・同年齢の保育と異年齢保育の組み合わせ

生きる力を培うこと：子どもの心情・意欲・態度に応える保育環境

29年度からの保育活動と対応について

基本目標の新たな取り組み

- 学びに向かう力を育む活動を展開していく
例えば、基本的生活習慣を育むようにしていく
異年齢のふれあいを通して他児との関係が深まるようにしていく
0歳と1歳、2歳と3歳といった交流保育を予定しています

方針

- 小集団での活動する過程や内容を書面化して見える化していきます
- 子どもの遊びの履歴をより見える化していきます

28年度までとの変更点

新しく取り組むこと

- 取り組んでいる活動を書面化し、公開するようにします
すべての取り組みは困難で、幾つか選択して行うようにします
- 2歳児クラスは、年度後半に雨の日の散歩を2・3回実施を計画しています
- 表現活動の作品を2～5作品を不定期に展示していきます

これまで行っていた内容を見直しました

- ▲ 全体での誕生会をやめて、日毎にお祝いします
(節句の行事の実施については現在検討中です)
- ▲ 毎日の連絡帳は、特別な事情が無い限り簡潔な内容になります。
児童票や個別計画の見直しの時期にお知らせする方法を検討しています。
- ▲ 製作帳は、保護者の方で作品綴りをお願いします

新教育・保育要領改訂での大きなポイント

就学前教育において育みたい資質・能力

▽豊かな体験を通じて、気づいたり、分かったりする「知識・技能の基礎」

▽考えたり、試したり、表現したりする「思考力・判断力・表現力の基礎」

▽心情・意欲・態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力・人間性等」

を明確化し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が設定された。

学校では1年生を、とかく、何も知らない「真っ白」な存在として捉える向きもあったが、今後は10の姿という、幼小接続の共通の土台で引き継げるものになる。

一方で留意しておきたいこととして、この姿の記述は到達しなければならない目標ではなく、あくまでも、「育ってほしい」という願いの中にある「方向目標」であるのは、幼小の教師間で共通に認識しておきたい。

次のポイントとして、

園での遊びや活動が「主体的か」「対話的か」「深い学びとなっているか」というアクティブ・ラーニングの3つの視点が挙げられる。

環境を構成し、幼児の遊びや活動を捉え、その姿を教師が振り返り、保育を改善するという営みを通して、主体的・対話的で深い学びのある保育にしていくものである。

幼児の実態や育ちの目標に合わせて、幼児自身が多様な活動を自ら選択できるような柔軟な環境の用意は、今までも、これからも、大切である。

【深い学び】

習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。

【対話的な学び】

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。

【主体的な学び】

子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

「アクティブラーニング」と「主体的・対話的で深い学び」はどこが違うか。

「アクティブラーニング」は改革の大きな方向を指し示したものである。

「主体的・対話的で深い学び」はその方向を実現するために、授業での具体的なやり方を示唆するものである。

「主体的な学び」は、意欲を意志につなげ、そのため、繰り返しと見透しの時間を設ける。

「対話的な学び」は、思考を表現し、共有し伝え合うことであり、とりわけ言語表現の多様なやり方やその他の表現法を用いる。

「深い学び」は、教科等の見方・考え方に迫るように工夫する。

日常保育園生活でご用意いただくもの

☆持ち物には必ず『名前』を記入して下さい。

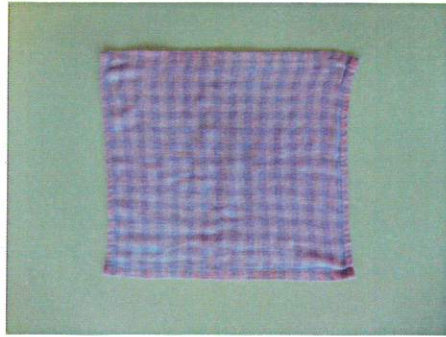
	0歳児	1歳児	2歳児	以上児	備考
おむつ	6枚	6枚	6枚	—	使用済みは返却します
おしり拭き	1セット	1セット	1セット	—	ケースも必要です
肌着	3枚	3枚	3枚	2枚	
お着替え服(上下)	3セット	3セット	3セット	2セット	
靴下	2足	2足	2足	2足	
黄色スモック	1枚(必要な時のみ使用)				園指定のもの
体操服上下	1組(必要な時のみ使用)				園指定のもの
エプロン・おしぼり	各2枚	各2枚	—	—	
カラー帽子	1個(週末持ち帰りします)				園指定のもの
ビニール袋	毎日2枚				レジ袋でも可
おねしょシート	1枚(週末お布団と一緒に持ち帰ります)				
通園バック	1個(ある程度荷物が入る大きさ)			園指定	リュックor手提げ
寝具	1組(週末持ち帰りします)			—	清潔なものを用意
うがい用コップ	—		1個(6月)	1個	

—お願い事項—

1. 集団生活をしています。きれいなモノをご準備下さい。
2. 夏は汗をよくかきます。普段より着替え・タオルものは多めにご用意下さい。
3. 冬は気温を配慮し、服の厚着・薄着を調節します。何種類かご準備をお願いします。
4. 靴はニオイがつかます。何足かご用意するか、こまめに洗濯をお願いします。
5. 靴下はケガをした時、冬場の園庭あそびの時に履きます。常にロッカー内に2足入れておいて下さい。
6. 寝具は、夏場はタオルケット2枚、春秋冬は敷き布団と毛布のご用意をお願いします。



エプロン



おしぼり



肌着



園指定の通園リュック



園指定の制服(ジャケット)



園指定の制服(スホン・スカート)



ポロシャツ(白色)



園指定の体操服上下



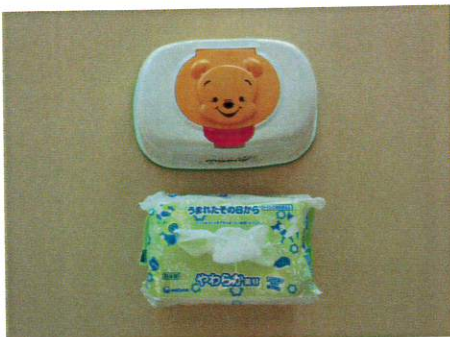
園指定のスモック



カラー帽子



未満児バック(リュックor手提げ)



おしり拭き



お着替え服(上下)



ビニール袋

保育園が主に利用している医院のリスト

1. 保育園では年2回（6月・11月）の小児科医の検診を行なっています。

嘱託医（小児科） 先成 英一 （せんなり小児科） Tel 32-0032

2. 保育園では年1回（6月）の歯の健康診断を行なっています。

嘱託医（歯科） 小城行人 （小城歯科） Tel 39-9955

園でケガ・事故等ある場合の搬送先医院

保育園でケガ・事故等発生した場合、保育園で診療の必要性があると判断した場合は、保護者の方の承諾を確認し、お子様を搬送し手当てしてもらおうよう対応しています。ここに掲載した医院及び搬送前に確認した医院は、診療に保護者の同意を得たと判断します。

小児科医	せんなり小児科	Tel 32-0032	大島町前田 318-1
歯科医	ひがし歯科	Tel 60-2789	大島町野田 2119
外科	作整形外科	Tel 60-0765	大島町国草 158-2
整形外科	桑畑整形外科	Tel 20-7788	阿波岐原堤添 1043-1
皮膚科	黒川皮膚科	Tel 72-4112	桜町 4-15
耳鼻咽喉科	宮永 ENTクリニック	Tel 31-1133	大島町西田 2128-2
眼科	ひらね眼科	Tel 31-6656	イオンモール2階
緊急時	宮崎生協病院	Tel 24-6877	大島町天神前 1171

- 留意事項**
- *お子様が園で発熱などされた場合は保護者が病院に連れて行ってください。
 - *保護者の方は、勤務中でも常時園との連絡が付くよう対応してください。
 - *ここに掲載されていない病院をご希望の方は、園が対応できる地理的な場所のみ搬送します。詳細は園にお尋ねください。
 - *園で発生したケガ・事故以外は対応ができませんのでご了解ください。

平成27年度 のぞみ保育園保健計画

年間目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保健目標	生活リズムを整える: 早寝・早起き・朝ご飯 1日を通して食う・寝る・遊ぶのリズムをつける												
0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳	新しい環境に慣れる	戸外で元気に遊ぶ	歯の健康を考える	清潔の大切さを知らせる 夏を元気に過ごす	体調調節にきをつけて 体温調節にきをつけて	疲れた体を回復させる	体力増進をはかる 何でもよく食べる	病気になる体につくりにくくする	冬の病気に罹らないようにする	寒さに負けないように活動する	成長の喜びを知る		
	生活リズムをつけますよう	外気浴に十分触れる	歯をきれいにみらてもらおうね	体温調節にきをつけて 水浴びをして遊ぼうね	十分体を休ませよう	歯を磨ききれいにしよう	元気に体を動かしましょう 好きな食べ物も食べて	薄着で1日を過ごしましょう	換気や加湿をよくして元気に過ごせる環境を整える	自分で出来ることは自分でやってみよう			
	自分ひとりでできるかな	・ちゃんと手を洗おうね ・けがをしない ・身の回りに気をつけて	ぶくぶくがいできるかな	汚れた汗をかいたら着替えようね 水分補給をしようね	疲れたら自分で休ませようね	・元気に体を動かしましょう 好きな食べ物も食べて	薄着で1日を過ごしましょう	寒いときも外で元気に体を動かしましょう	気温や天気気に合わせた服装で過ごしましょう	体が大きくなったらこまめに検診を受けよう			
	2階での生活に慣れよう												
	片付けの習慣を身につけよう												
大きくなったね	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	
3歳以上児の体づくり	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	柳沢うんどうプログラム	
保健行事			歯科健診 園児健診 ぎょう虫検査 血液検査	プール指導				園児健診 ぎょう虫検査 血液検査					
保護者へむけて	生活リズムについて	とびひについて	歯の管理と歯磨きについて	衛生・感染症について	インフルエンザについて	バランスのよい食事のとり方	感染症胃腸炎について	服の調節について				1年間の成長発達を知らせる	
活用素材	紙: いっしょにあそぼう 紙: おまじない 紙: 保嬰丸 紙: おへそ 紙: うさぎのピピンパ 紙: ウー 紙: 園に行こう	紙: おひひん 紙: がまん 紙: がまん 紙: がまん 紙: がまん 紙: がまん 紙: がまん	紙: はみがき 紙: よ 紙: もぐもぐ 紙: こっくん	紙: ばしゃばしゃ 紙: ぽろぽろ	紙: にんじんのわ 紙: わけてください 紙: い	紙: エミ 紙: じやま 紙: ころりん	紙: ハッパツ 紙: ハーケン	紙: ハッパツ 紙: ハーケン	紙: ぽつか 紙: ぽつか	紙: ぽつか 紙: ぽつか	紙: もみもみ 紙: おいしやさん	紙: ぽつか 紙: ぽつか	紙: うーちゃん 紙: さんの幸運式 紙: ママにありがとう 紙: ちんちん
	紙: うさぎのピピンパ 紙: ウー 紙: 園に行こう	紙: おへそ 紙: フルーツ 紙: 園の運動会	紙: 歯ブラシ 紙: エニシ 紙: エニシ 紙: エニシ 紙: エニシ 紙: エニシ 紙: エニシ	紙: ぽろぽろ 紙: ぽろぽろ	紙: にんじんのわ 紙: わけてください 紙: い	紙: エミ 紙: じやま 紙: ころりん	紙: ハッパツ 紙: ハーケン	紙: ハッパツ 紙: ハーケン	紙: ぽつか 紙: ぽつか	紙: ぽつか 紙: ぽつか	紙: もみもみ 紙: おいしやさん	紙: ぽつか 紙: ぽつか	紙: うーちゃん 紙: さんの幸運式 紙: ママにありがとう 紙: ちんちん

感染症予防と発生時の保育園への連絡について

—保育園は集団生活の場です、お子様の保健衛生には十分ご配慮ください—

流行する感染症は、いくら保育園側で注意していても、各ご家庭との連携があつて感染の拡散を防ぐのが事実です。保育園が感染症の伝染場所になる場合が多いです。

お子様の健康状態が少しでもいつもと違うと感じられたら、早めに、該当する症状の専門医のところへ診察に行ってください。特に、小児科を利用されるケースが多いのですが、場合によってはそれぞれの専門科にかかつて頂くことが良いと思っています。

特に、症状の軽い感染症でも以下のO-026のように、感染力が非常に強いものもあります。軽い嘔吐下痢であっても、保育園という集団生活の場所では0歳3ヶ月からの抵抗力がほとんどない乳児も数人生活していますので、そのあたりに十分心配りを慮り、初期の段階で診察を受け適切な対応を保護者のみなさんにはお願いします。そして、診察に行ったことを必ず保育園へご報告頂きたいと思います。

なお、乳児のような予防接種ができない児童、新しく入園してきた児童は感染する確立が非常に高いのが事実です。脳後遺障害など重篤になる場合もあります。日常の健康チェックや身体チェックは念入りに十二分に行って変化や異常に気づくようにお願いします。

入浴や清拭・歯磨き・洗顔、衣服の着替えなどが適切に行われず、悪臭や不衛生な状況が見られる場合は登園をお断りする場合があります。清潔には十二分にご配慮願います。

次のページにも同様のお願いをしています。ご確認ください。

以下の報告は必ずお願いします

- ★ 母子手帳にはこまめにお子様の状態についてできるだけ記載してください。時々保育園で児童票に転記させて頂く場合があります。
- ★ 予防接種を受けた場合は速やかに保育園へ連絡帳にてお知らせください。
- ★ 定期健康診断1歳児半・3歳児半健診の受信結果は必ず母子手帳にてお知らせください。
- ★ アレルギー疾患など確認できた場合は、判断した医師に所見を記載して頂くための所定の用紙がありますので必ず連絡帳にてお知らせください。
- ★ 嘔吐・下痢の症状でお迎えがあった場合は、必ず当日小児科の診療を受診して結果を保育園にご報告をしてください。
- ★ 発達について保育園側で疑問が生じた場合は保護者の方にご相談します。専門機関があり、そのご依頼をした場合は病気と同じように紳士にご対応頂きますようお願いいたします。
- ★ 完治証明書もしくは医師が発行したものを最初の登園日に必ず提出してください。

延長保育事業について

【 延長保育とは 】

延長保育は、保育園開園時間を超えてお子様をお預かりすることです。

【 預り時間 】

預る時間帯は午後6時15分から午後7時15分の1時間です。

原則午後7時15分を超えての対応はできませんのでご注意ください。

利用時間帯	基本利用料
18時15分から18時55分	60円
18時55分から19時15分	40円
19時15分を超える場合	1500円(20分当)

*利用料金はおやつの有無に関係なく同額となります。

*延長時間帯を超えての利用はできません。万一の場合は高額な課金があります。

【 利用料について 】

1人あたりの利用料は以下のとおりです。

ただし、3人目は無料とします。 *19時15分は全員が課金対象となります。

*時季により除加湿・冷暖房運転期間は5割増となっています。

期 間	利用料金
4月1日～6月30日	1時間あたり100円
7月1日～9月30日	1時間あたり200円
10月1日～11月31日	1時間あたり100円
12月1日～2月28日	1時間あたり200円
3月1日～3月31日	1時間あたり100円

【 申し込みについて 】

常時でない場合は、当日午後6時までに申込みをお願いします。

【 お迎え挨拶後の取り扱いについて 】

お迎えの挨拶後でも園庭や敷地内に留まる光景を見にしますが、速やかに退出していただくよう御願います。挨拶後の滞留時間を以下のとおりとさせていただきます。

お迎えを待つ児童の保育に影響が出ています。5分程度の遊戯で済ませてください。

★園庭電子時計で10分でも門扉から出ていなければ延長保育の対象になります。

★園庭電子時計で10分でも門扉から出ていなければ高額課金対象になります。

保育園における感染症の登園基準一覧表

平成25年1月改訂

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。登園に際しては、以下の配慮をお願い致します。

① 感染力が低下して、登園しても集団発生に繋がらないこと。 ② 子どもの健康状態が、毎日の集団生活に支障がないところまで回復していること。

A. 登園許可証(医師が記入)が必要な感染症

感染症名	潜伏期	感染経路	感染力のある期間	登園基準	症状の特徴及び経過	注意事項
麻疹(はしか)	主に8~12日(7~18日)	空気 飛沫 接触	発熱出現1~2日前から発疹出現後の4日間	発熱後3日を経過するまで	38℃以上の高熱、咳、鼻汁、結膜炎、目がこもる(カサカサ)眼、頬が一部下がると同時に頬に赤い点状の発疹が出現し、その後全身に発疹が出現する(回復期)。	合併症として中耳炎、肺炎、脳炎、脳脊髄液減少症、急性腎炎がある。病後には体力の消耗が著しく、免疫機能も低下するため保育時間や活動について配慮が必要である。
風疹(三日はしか)	主に16~18日(14~23日)	飛沫 接触	発疹出現前7日から発疹出現後7日間まで(ただし解熱すると急速に低下)	発疹が消失するまで	発熱、発疹、リンパ節腫脹。発熱は一般に発疹より約3日早く消える。リンパ節腫脹は発疹が出現後2~3日持続する。	妊婦前半期に感染すると、胎内障、先天性心疾患、難聴などの先天異常の子とまれに生まれる(先天性風疹症候群)可能性がある。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	主に16~18日(12~25日)	飛沫 接触	耳下腺の腫脹3日から腫脹出現後4日間	耳下腺の腫脹が消失し、かつ全身状態が良好になるまで	発熱、片側ないし両側の唾液腺の痛性腫脹(耳下腺が最も多い)。耳下腺の腫脹は一般的に3日目以降が最大となり6~10日で消える。	合併症として無菌性髄膜炎、難聴(片側性)がある。耳の聞こえに遅延がないか注意する。思春期以降では腮腺炎、肺炎を合併することがある。感染しても症状が出ない(不顕性感染)が30~35%ある。
水痘(水ぼうそう)	主に14~16日(10~21日)	空気 接触	発疹の出現する1~2日前から全体的に発疹が消失するまで	全ての発疹がかさぶたになるまで	発熱、発疹、咽頭痛、目の充血、赤血球が減少する(急性期)。	水痘ウイルスに対する抗ウイルス薬がある。服用すると症状の軽減と発疹期間の短縮が期待できる。発熱後72時間以内にワクチンを接種することで、発症を予防できることもある。
咽頭結膜熱(プール熱)	2~14日	飛沫 接触	ウイルスは咽頭から2週間、糞便からは数週間排泄される(急性期の最初の数日が感染力が強い)	ウイルスは咽頭から2週間、糞便からは数週間排泄される(急性期の最初の数日が感染力が強い)	発熱、片側ないし両側の結膜充血、咽頭痛、頭痛、食欲不振が3~7日続く。発熱、咽頭痛、目の充血、赤血球が減少する(急性期)。	発熱は年間を通して見られるが、夏季に流行が見られる。感染者は気道、糞便、結膜などからウイルスを排泄している。タオル等の共用は避け、排便後の衛生に気を付ける。
流行性脊髄膜炎(はやり目)	2~14日	接触 飛沫 接触	ウイルス排出は呼吸器からは1~2週間、便からは数週間から数ヶ月	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	赤痢、結膜充血、目やに、耳前リンパ節の腫脹と疼痛を認める。角膜炎に合併することもある。	感染力が非常に強いので、分泌物の取り扱いは十分に注意し、手洗いや消毒を怠らぬことを行う。家庭内での二次感染が多いので、タオルの共用や洗面用具の共用を避ける。目の症状が軽減してからでも感染力の強い場合があり、登園については医師の指示に従う。ウイルスは便中に1ヶ月程度排泄されるため手洗いを励行する。
急性出血性結膜炎(はやり目)	2~14日	飛沫 接触	ウイルス排出は呼吸器からは1~2週間、便からは数週間から数ヶ月	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	急性結膜炎で結膜出血が特徴	集団生活の場での集団感染が報告されている。措置がなければ集団生活を制限する必要がある。
結核	2年以上(潜伏期は数ヶ月以内が多い)	空気 飛沫	増殖の産生検査が陽性の間	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	肺結核では咳、痰、発熱、夜間におおむね2週間以上持続する。乳幼児では重症結核(粟粒結核、結核性髄膜炎)になる可能性がある。	咳による体力の消耗が激しいので、ひどい場合には自宅療養が望ましい。乳幼児早期では典型的な症状は出現せず、無呼吸発作からチアノーゼ、けいれん、呼吸停止となることもある。
百日咳	主に7~10日(5~21日)	飛沫 接触	感染初期(咳が出始めてから2週間以内)が最も強い。抗毒素を投与しないと約3週間排菌が続く。	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質(ペニシリン系)による治療が終了するまで	咳、発熱、夜間におおむね2週間以上持続する。乳幼児では重症結核(粟粒結核、結核性髄膜炎)になる可能性がある。	病原菌に汚染された生肉(特に牛肉)、水、生牛乳、野菜などを介して感染する。また、患者や保菌者の便からの二次感染もある。加熱(75℃以上、1分以上)により、菌は死滅する。
腸管出血性大腸菌感染症(EHEC O157、O26等)	主に3~4日(1~8日)	経口 接触	便中に菌を排泄している間	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	激しい腹痛、繰り返す嘔吐、血便、発熱は軽度、合併症として溶血性尿毒症候群、脳症(3歳以下での発症が多い)	3~5ヶ月と、16歳以上の2つのグループがある。患者と家庭内や保育所などで接触した者は患者が診断を受けた24時間以内に抗毒素の予防投与が考慮される。ワクチンは日本では承認されていない。
髄膜炎菌性髄膜炎	主に4日以内(1~10日)	飛沫 接触	発症前24時間~発症後3日程度	発熱後5日間および、解熱後3日を経過するまで	突然の高熱が出現し、3~4日間続く。全身症状(倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛など)、呼吸器症状(咽頭痛、鼻汁、咳)、約1週間の経過で軽快する。	発症後48時間以内に抗ウイルス薬の服用を開始すると、症状の軽減と髄膜炎菌の短縮が期待できる(対象は1歳以上)。抗インフルエンザ薬を服用した場合は、解熱は早い方が、ウイルスの排泄は遅い。

B. 医師の診断を受け、保護者が記入する「登園許可届け」が必要な感染症

インフルエンザ	主に1~4日(平均2日)	飛沫 接触	発症前24時間~発症後3日程度	発熱後5日間および、解熱後3日を経過するまで	突然の高熱が出現し、3~4日間続く。全身症状(倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛など)、呼吸器症状(咽頭痛、鼻汁、咳)、約1週間の経過で軽快する。	発症後48時間以内に抗ウイルス薬の服用を開始すると、症状の軽減と髄膜炎菌の短縮が期待できる(対象は1歳以上)。抗インフルエンザ薬を服用した場合は、解熱は早い方が、ウイルスの排泄は遅い。
手足口病	3~6日	経口(経口) 飛沫 接触	唾液へのウイルス排泄は通常1週間未満、糞便へは発症から数週間持続	発熱がなくなるとともに、口腔内の発疹がひびくこと、食事がとれないことがある。	水疱性の発疹が口唇、咽頭、手足、足底、足背)でできる。水疱はかさぶたにならなずに治癒する。発熱は軽度。口内炎がひどく、食事がとれないことがある。	病原菌に汚染された生肉(特に牛肉)、水、生牛乳、野菜などを介して感染する。また、患者や保菌者の便からの二次感染もある。加熱(75℃以上、1分以上)により、菌は死滅する。
伝染性紅斑(りんご病)	通常4~14日(平均7日)	飛沫 接触	風邪症状出現から顔に発疹が出るまで	全身状態が良好なこと(発疹が出現した際には感染力はなくなっている)	軽い風邪症状を示した後、頬が赤くなったり手足に網目状の紅斑がでる。	3~5ヶ月と、16歳以上の2つのグループがある。患者と家庭内や保育所などで接触した者は患者が診断を受けた24時間以内に抗毒素の予防投与が考慮される。ワクチンは日本では承認されていない。
溶連菌感染症	2~5日	飛沫 接触	抗毒素服用後24時間~経過するまで	抗毒素服用後24~48時間経過していること、治療の継続は必要	突然の高熱、咽頭痛で発症し、しばしば腫脹を伴う。時に疼痛感を伴う粟粒大の発疹がでる。	発症後48時間以内に抗ウイルス薬の服用を開始すると、症状の軽減と髄膜炎菌の短縮が期待できる(対象は1歳以上)。抗インフルエンザ薬を服用した場合は、解熱は早い方が、ウイルスの排泄は遅い。
ヘルパンギーナ	3~6日	経口(経口) 飛沫 接触	唾液へのウイルス排泄は通常1週間未満、糞便へは発症から数週間持続	発熱がなくなるとともに、口腔内の発疹がひびくこと、食事がとれないことがある。	突然の高熱(1~3日続く)、咽頭痛、口蓋垂付近に水疱や潰瘍ができる。咽頭痛がひどく飲食が出来なくなることがある。	病原菌に汚染された生肉(特に牛肉)、水、生牛乳、野菜などを介して感染する。また、患者や保菌者の便からの二次感染もある。加熱(75℃以上、1分以上)により、菌は死滅する。
マイコプラズマ肺炎	主に2~3週間(1~4週間)	飛沫 接触	臨床症状発現時がピークで、その後4~6週続く	発熱や悪化し咳が治まっていることと症状が改善し全身状態が良いこと	咳、発熱、頭痛などの風邪症状が続くことがある。特に咳は夜間に激しくなる。しつこい咳が3~4週間持続する場合もある。	発症後48時間以内に抗ウイルス薬の服用を開始すると、症状の軽減と髄膜炎菌の短縮が期待できる(対象は1歳以上)。抗インフルエンザ薬を服用した場合は、解熱は早い方が、ウイルスの排泄は遅い。

C. 書類の提出は必要ないが、登園については医師の判断を必要とするもの

感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど)、RSウイルス、アデノウイルス、突発性発疹、アデノウイルス感染症など
 帯状疱疹については、まだ水痘の免疫を持たない子どももいるため、水痘に準じて登園は控えていただいています
 D. その他
 伝染性軟属腫(水いぼ)、頭ごみみは集団保育における配慮事項があります。
 伝染性軟属腫(水いぼ)・・・他への感染を防ぐ手立てが出来れば登園可。広範囲に広がらない場合は登園を控えていただきます。
 登園基準については、医師の判断を必要とするもの
 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど)、RSウイルス、アデノウイルス、突発性発疹、アデノウイルス感染症など
 帯状疱疹については、まだ水痘の免疫を持たない子どももいるため、水痘に準じて登園は控えていただいています
 D. その他
 伝染性軟属腫(水いぼ)、頭ごみみは集団保育における配慮事項があります。

参考:
 保育園における感染症対策ガイドライン2012年改訂版 厚生労働省
 保育園における感染症の手引き2010 日本保育園協議会
 学校、幼稚園、保育園において予防すべき感染症の解説
 日本小児科学会 予防接種-感染症対策委員会2012年9月改訂版

<保護者用> (参考様式)

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
 (なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届 (保護者記入)	
保育所施設長殿	
入所児童名	
病名 「 年 月 日 医療機関名 「 病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
保護者名	印又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※左記の登園届は、下記の表の感染症に限り、保護者の方が記入して登園される際に園に提出してください。

※下記の登園許可書は、前ページ『登園ができない感染症の一覧』に記載されている第一種・第二種・第三種と診断された場合に、登園許可書を医療機関に記入してもらい、園に提出をお願いします。

登園許可証

施設名	<u>のぞみ保育園</u>
氏名	_____

※点線枠内は幼稚園・保育園側で記入して下さい。

_____と診断しました。

平成 年 月 日から登園(校)しても集団生活に支障がないと判断いたします。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

保育に欠けない事由による土曜日の利用に関する保育園側の考え方

26年2月から、保育に欠けない場合の土曜日の利用に関しては、月2回の利用から月1回の利用にさせていただきます。

その趣旨は、現在進行中の国における「子ども子育て会議」の検討からの意見・提言等を参考に、本来子どもの最善の利益に対する保護者の責任を明確にし、子どもの健やかな成長を支援することと、保護者が子育てを肯定的に行うことを支援することに対する保育園の立場を明確にしたものです。ご理解をお願いします。

土曜日の利用に関する現行の子ども子育て会議からの意見抜

保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見

平成 26年1月 15日

子ども・子育て会議

子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。

子ども・子育て会議の委員からの意見 平成26年1月15日開催

・保育短時間認定の対象となる1ヶ月48～64時間の人にまで、土曜日を含めて1日8時間の保育を保障することは過剰ではないか。利用者負担について利用実績に応じた設定とするなど、長時間保育の推進につながらないよう、適正な保育利用となるような工夫が必要ではないか。

・月曜日～金曜日のフルタイム就労の場合における土曜日の利用など、フリーライダーとなり得る利用に関して何らかルールが必要ではないか。

・現行制度においても、保護者の就労時間等に必要な範囲で利用されているのが実態。実施の利用時間も分散しており、11時間、延長保育を利用するケースは都心部に通勤している人が中心。保育所においても保護者の就労状況を概ね把握しており、目に余る場合は指導している。

登降園について保護者をお願いしたいこと

- ① 登降園時の送り迎えは原則保護者の方が対応し、お子様は直接保育士にお預けください。なお、止むを得ず代理の方（原則親族）が迎えに来られるときはその旨を保育園宛事前にご連絡ください。（誘拐等の犯罪・事故を未然に防止するためです）
- ② 降園は、お帰りの挨拶を保育士にした時点となります。また、時間の区切りは駐車場の出入りと同じ判断方法となっています。延長保育利用ではご注意願います。
- ③ 降園の挨拶が終わりましたら保護者の責任でお子様を看て頂くこととなります。
- ④ 送迎の際の保育士の対応は、他の園児の保育を行ないながらの対応になりますので、会話は必要最小限の会話時間とさせていただきます。ご了解願います。
- ⑤ 事故防止のため出入口の門は閉めてください。
- ⑥ 送迎時の出入の事故は保護者の責任となります。十分ご注意願います。
- ⑦ 現金を保育園に納入する場合は、必ず袋に入れて、名前と内容のメモを同封して直接保育士に渡してください。
- ⑧ 薬の与薬がやむなく生じる場合も必ず依頼書と薬を同時に直接保育士にお渡しください。*薬は処方箋があり、当該疾患発生時のみの薬に限ります。原則お薬手帳のコピーをご提出頂きます。座薬は保護者が処置してください。
- ⑨ 現金の納入がある場合は原則すべておつりが出ないようにしてお支払い・納入してください。特に締め切り日になっての高額紙幣での対応が特定の保護者で見られます。23年度からはご対応できません。またそれを理由にお支払い・納入が遅延することは認められませんので重ねてご通知致します。
- ⑩ 週末のお布団持ち帰りについて —全クラス共通です—
登園が金曜日までのご家庭は、金曜日朝登園の際、布団袋をお子様の柵の中に入れてください。その際、必ず布団袋のわかりやすいところに名前を記してください。夕刻、ホールに布団袋と布団セットをクラスごとに並べて置きますのでくれぐれも他の人のものと間違えないようにして持ち帰りください。

年末特別開園について

年末仕事等で預けたいとのご要望に応えるため、今年度は12月29日から31日までの3日間を特別開園日とします。

* 保育園の通常時の開園期間は4月1日から翌年の3月31日の間で、日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く日と行事が或る日で特定の行事では行事終了時刻までとなります。従いまして、年末特別保育は利用希望者がいる場合に、児童福祉法の観点から行政の指導により開園の処置とするものですが、休園日に当たりますので一時保育扱いとさせていただきます。なお、市内の保育園によっては休園日とせず通常保育で対応している園もあるようですが、これは、それぞれの保育園の園長の判断に委ねられていますのでご理解ください。

【 利用の仕方 】

- ① 利用ご希望の方は、所定の申込用紙にて申込みをして頂きます。保育時間は相談の上決定します。尚、利用当日の受付はありません。
- ② 給食はありませんので、お弁当を持たせてください。
* 離乳給食は相談にて対応します。乳児の授乳は園で用意します。
- ③ 開園時間は、8時から18時までになります。通常開園時間帯と異なります。
- ④ 人数が3名以下の場合、連携施設で保育する場合があります
- ⑤ 当日利用のキャンセルは2名出勤分1500円必要になります

【 利用料金 】

通常保育期間ではありませんので別途料金が必要になります。

園児1名あたり1時間の単位で料金を頂きます。

料金は次のとおりとなります。

年末特別保育料金表

0歳児クラス	500円
1・2歳児クラス	400円

*利用者が多数の場合は返金がある場合もあります。

保育園からのメール送信について

メール活用の登録が新しいものに移行します。ご理解とご協力をお願いします。

ホームページ開設に伴い、新たに別のメール（呼称：ペンギンメール）へ移行します。

あらためて登録をお願いすることになります。登録は世帯で一人の保護者の登録のみになります。返信用のメールができなくなります。

*登録は順次行いますのでご連絡をお待ちください。

以下は特に活用で重要なお知らせです

- ◆保育園での発熱・事故・ケガの第一報や診療後の連絡など
- ◆当日朝や休日明けに緊急にお知らせする内容が発生する場合
- ◆忘れ物等速やかに連絡を必要とする場合
- ◆地震・台風時等の災害時における避難状況やお迎え依頼の緊急案内
- ◆災害時の安否状況、避難場所の案内など（可能な限り利用します）
- ◆行事の当日開催の天候不順の判断による是非のお知らせ（運動会・遠足など）

御願い

メール着信の確認を御願いしている場合は、原則着信確認の返信メールを御願いしています。それができない、しない場合は、連絡帳に着信確認した旨記載を御願いしています。

着信確認の返信がない場合は、その内容についてはいっさいの責任は持てません。

また、急に（突然に）メールが届かなくなる事態が発生した場合は、登録手順の手続きが記載してある用紙をお渡ししますので、お手数ですが最寄の携帯会社のサービス窓口へ行って手続きしてください。これまで、サーバー側の問題でメール配信ができなかったことはありません。よろしく御願いします。

おことわり

メール送信で、書き込み時点でなく予約送信を作成し処理する場合がありますが、誤って即時送信をしてしまう状況が幾つかありました。休日や夜に送信されてしまい、ご迷惑をおかけすることがあります。申し訳ありません。内容をご確認頂き、緊急でなければそのような状況もありますのでご了解願います。

全体的なお願い

- (1) 普段から担任・保護者がお互いにコミュニケーションをはかり信頼関係を築きながらお子様の事故・ケガ・病気に対応していきたいと考えています。
- (2) 自宅でケガをしても、翌朝園に告知しないで預けるケースが出ています。またその場合、何の処置もしない、適切な処置をしない状況があります。必ず連絡帳で状況を御知らせしていただくよう御願います。
- (2) 普段から衛生的に、清潔にするようお願いします。
 - ★くつは替えを何足かご用意してください。(臭う場合は持ち帰ってください)
 - 週末は、くつ・帽子は持ち帰って、洗濯してください。
 - おねしょが敷布団に出た場合はその当日お返しをします。洗濯を必ずしてください。*おねしょパットのご用意をお願いしますのでその場合はご対応ください。1枚800円程度で購入できます。西松屋さんなど
 - 夏場はできるだけ毎日お風呂に入れてください。病気の場合は丁寧に清拭してください。
 - 衣服はいつも清潔なものを着せ、着替えをするようにさせてください。
 - 部屋の換気、室温調節、湿度管理に気を付けてください。
 - 手足・顔洗い、うがい、歯磨きをよく励行しましょう。

日常生活では入浴や清潔な衣服・くつの装着などの衛生に気を配り、感染を防ぐのはそれぞれのご家庭のご協力で成り立っています。

保育園は集団生活の場です。保育園に持ってくる、着衣・くつ・帽子・タオル・布団なども清潔なものを持ってきてください。

お子様への薬の与薬について

原則、医療行為従事資格者（医者・看護師）以外の者が投薬することは法律違反です。

日本保育保健協会の判断基準では、保育園では投薬はできません。この基準に従い、当保育園ではお薬の投薬（医療用語）ではなく与薬として対応します。

保護者の事情により止むを得ず保育園に与薬を依頼される場合

1. 「お薬依頼書」を記入し、薬と一緒に直接保育士にお渡しください。
 - *その際できればお薬手帳の写しをお預かりします。*手帳の所持をお勧めします！
2. 医療機関からの処方せん以外はお預かりできません。

3. 当日分のみお預かりします。水性のお薬は小さな容器をご用意願います。
4. 処方せんでも、解熱剤・鎮痛剤・座薬はお預かりできません。
5. 吸入などの行為も医療行為になりますので対応できません。
6. 医療機関・調剤薬局には保育園へ通園していることをお伝えください。

外履きくつについて

外履きのくつは、2・3足用意をして、日々の履き替えにて登園させてください。また、適時くつの洗濯をお願いします。臭いがないことを確認して登園させてください。特に梅雨から夏の時期はよろしくをお願いします。

20年度では、園庭遊びのあとホールに上がりますが、そのホールで相当きつい臭いのする場面が何度もありました。集団生活ですから、朝登園する時必ずお子さんの靴は臭いを確認して履かせてください。

着替えとくつした持参について

季節の変わり目などなどで、半そで・長そで、薄着・厚着の服装の両方がお子様のケースに用意がされていれば、急な状況変化に対応できます。ふだんから、ケースの中の着替えは、そのようにお考え頂きご用意願います。

また、足のケガをした時など、くつしたで傷口が直接くつに当たらないように対応します。くつしたが必ずケースの中に余分にあるようにしておいてください。

保育園に持って来てはいけないについて

保育園は、紛失等が起こりやすい施設ですから、高価なもの・大事にしているもの（全てのものが対象です）は保育園には持ってこないようお願いします。そういう類のモノの紛失・損壊等による賠償請求には応じられませんのでご留意願います。

また、キーホルダーなど外れてしまって、乳児などの誤飲の恐れがあるものはカバンには付けてこないでください。

21年度では、キーホルダーなど飾り物をバッグなどに付けて登園するケースが多くあり、持ってこないように何度かお願いをしましたが、つけて来る状況があとを絶ちませんでした。集団保育の場で、自己満足で行動されることが、他の園児や他の家庭に影響があることを十分ご認識頂き、節度ある対応をお願い申し上げます。

1. 本人物の紛失が判明した場合

保育園へ状況が判明した翌朝までにはお知らせください。事情がわかっている場合は、

その事情も一緒にお話してください。

事前のお願い

- * 名前が記入できる物には必ず名前を記入してください。
 - * 紛失、汚れ・損壊したら困る物は、身に付けたり、保育園へ持ってこないでください。
 - * 園生活に必要な物以外は持ってこないでください。(かばんなどにキーホルダーやマスコットなどを付けてきていますが、それも付けてこないように再度お願いします)
- 判明時のお願い (3歳～5歳児クラス)

■遺失物については園へご連絡ください、他の保護者にお知らせしたり園内を探索します。

2. 他人物を発見した場合

発見した翌朝までには保育園へその物についてご連絡ください。

発見時のお願い (3歳～5歳児クラス)

お子様にその物について、知っていたか、気づいていたかどうしたのかお尋ねください。なお、衣類等を洗濯してご返却される場合は処置後速やかに保育園へ持参願います。

- * 「お友だちからもらった」などと言われたら、事実であっても了解せず、保育園へご連絡ください。児童同士のやりとりはできません。
- * 他のお子様の物をその児童の了解無く取る場合が稀にあります。そういう場合がありましたら保護者の方がきちんとお話しして、保育園にもご連絡ください。また、その物を保育園へ持参ください。*保護者同士の直接のやりとりはしないでください。

夕方のお迎え時に、保育士が保護者と会話をしない状況について

最近退園した児童の保護者の方が、夕方のお迎え時に、保育士が保護者とあまり会話をしないことに不満がある・・・という事由を挙げていました。この問題は、以前にも数多く在りましたし、都度園の方針をお伝えしてきましたが、あらためてお伝えします。

お迎え時の対応は、夕方の時間帯の保育者が保育をしながら対応しています。挨拶をして帰るといふ部分の対応です。必要最小限の連絡はさせていただきます。それ以上の状況はありません。お子様の園生活での疑問や不安な部分は、別途時間を確保して対応しますので、どうかその手続きに沿って対応するということにご理解を願います。

保育士はお手伝いさんではありません。

3歳児では、時にはシャツやパンツを履いていないでお家に帰ることもあります。それは、帰るときに保護者の方がお子様に一声かけて、ちゃんとできていたら褒めてあげる。できていなければ躰として対応してあげる。それが大事なことです。何でもせ

んせい・・・してと甘えてくるお子様もいます。お子様の要求する状態・状況はよく把握する必要があり、時と場合で介助をすることもあります。しかし、四六時中いつも甘えて、頼ってくる態度が見られたらそれは少し距離を置いて自分ですることを覚えさせることが肝要です。

よく保護者の方で「うちに帰ったら、〇〇を着ていなかった、△△を履いていなかった。どういうことですか・・・」と保育士に詰め寄る方がおられますが、それはまず日常のお迎えの時に、今日はできたかな！？とお子様によく状況を聞いてあげて、できていなければ何ができていなかったのか、何が足りなかったのかを保育士に尋ねたり相談したりするという状況を作ってください。もどかしい場面や忍耐を要求される場面が多くあり、時には対応が適切になされないことも出てくると思います。

また、市役所からの保護者あての連絡（保育料の納入、就労期限の到来による更新・変更手続き、継続入園の書類提出では、場合によっては詳細な確認が園でできない場合も出てきます。状況が前後することもよくあります。その確認を保育園でするべきとか〇〇先生に伝えたのにということをつき詰問する保護者がおられるようですが、私たちはそんなことを丁寧に対応する余裕はありません。ですから、もしそのようなことが発生しても、寛容で柔和な対応をお願いします。

これまでのにおけるトラブル事例から

1. 転倒などによる、口腔内のケガ、歯の損傷などについて

最近の子どもたちのケガ等で一番多いのが、転倒や転落した際に、手を着かずに直接顔面を打ってしまうケースが多いことです。

そのために、口腔内のケガや歯の損傷があります。これについては、他人から押されてなどの状況も含め、治療については、学校保健ならびに園保険の対象の範囲内での対応とさせていただきます。

特に、自分で転倒した場合でも、園に過度の要求をするケースも見られますので、そういうことが無いように、予め保護者の方にはご了解を賜ったものとして対応させていただきます。

また、25年2月に発生した事故では、お子さん自身で転倒して、口腔内を転倒で裂傷した際に前歯が欠損したかもしれないということで、裂傷の治療と合わせて歯科医に診療しました。実際は歯科医の判断も曖昧でしたし、一方で、咬合による擦り切りで歯が磨耗したと判断できる状況も他方で見受けられましたので、保護者に説明をしましたが、納得されずに、保育士の対応（言動）が悪いということで退園された事例があります。

なお、入園のしおりにあります、以下の内容を再度ご確認ください、誠意あるご対応をお願いする次第です。

事故・病気に対する保育園の対応についての考え

全体的なお願い

- (1) 普段から担任・保護者がお互いにコミュニケーションをはかり信頼関係を築きながらお子様の事故・ケガ・病気に対応していきたいと考えています。

新制度における重要事項説明書の同意について

16. 転倒により手を着かずに直接顔面を負傷する事例が多くなっています。その際に、前歯など歯を損傷する場合がありますが、形成外科的な処置なども含め歯の治療の対応は園としてできません。学校保健法と園が加入する保険の範囲で対応します。

父母の会々費他利用料について

保育園利用にあたり次の費用がかかります。

1. 毎月分支払うもの

(1) 父母の会々費 500円 (父母の会負担絵本代を含む)

*3人目のお子様分は300円の父母の会費となります。

*おどろぐ箱・連絡文書ホルダーは父母会費から納入します。

*絵本代は1人あたり250円を絵本代として納入願います。従って、本人負担は別途のご負担はありません。

*行事等での保護者分費用、2回目の尿検査代、遠足バス代・お菓子代、発表会景品、卒園修了記念写真代、寄付物品等その他で利用します。

納入方法について

*1父母の会々費は3歳未満児が1年分(12月1回)、3歳以上児が6月毎(8・2の各月)に所定の納入袋に入れて必ず職員に手渡して納入してください。*おつりが出ないようにお願いします。

なお、兄弟姉妹のいる世帯も袋が1つになります。袋は年上のクラスで配ります。納入方法で個別に行いたい方は保育園にご相談ください。

2. 個別に支払うもの 6,000円程度

(1) 体操服上・下 (サイズにより価格が異なります)

(2) カラー帽子 (後ろえり付とえりなしで価格が異なります)

(3) スモッグ*21年4月から50円値上がりしています。

*体操服・カラー帽子・スモッグについては、園外保育・遠足での迷子・事故の防止などでのぞみ保育園の園児というのが判るようにと考えています。何卒ご理解の上、ご購入に協力願います。

3. 年長ぐみさんの園外活動費 *お泊りキャンプ・観劇等は除きます

月2回のエコ散策、いも苗植えなどの移動バス代・園外昼食費用差額年間1000円程度のお支払いをお願いしています。

保護者保育園関係諸費一覧

* 常態の保育園利用に関係する費用が載っています。ただし、これ以外に発生する費用もあります。都度予めご連絡します。

項目	金額	備考	収納または支払い時期
父母の会費			
父母の会 絵本代	250	収支予算が設定されています。*3	別添説明文ご参照ください
以上児主食代	250	定価との差額は園負担となります	
5歳児園外保育バス代	1,000	1日50円で20日利用とみなします	
5歳児お泊りキャンプ代	1,000	総額は2000円以上になっています。* 差額は園が負担	5歳児年度末
★帽子	2,500	キャンプ施設利用料・食材等諸費	開催日までに収納
★スモッグ	930	1歳のクラスから購入、2→3歳に上がる時期に再購入が必要です	
★体操服上	1,512	1歳のクラスから購入しています。	
★体操服下	1,442	1歳のクラスから購入しています。	
水着・水泳帽	1,298	大きいサイズは価格が別になります。	入園当初、以後随時
観劇代		7・8月の金曜日体育指導時に丸山児童公園スイング利用 * 適したモノを事前に紹介します	
尿検査バック*2	1,000	りす・きりんぐみのみ(含むバス代)	開催時期に収納
写真代	100円程度	失敗時の再購入費用です	随時
延長保育利用料	1枚50	お子様の写真 * 希望者のみ購入 * プロ撮影は1枚80円	毎月10日までに前月分
年末保育利用料	60～200円	詳しくは入園のしおりをご確認ください	利用終了時
	300～500円/1時間	詳しくは入園のしおりをご確認ください	

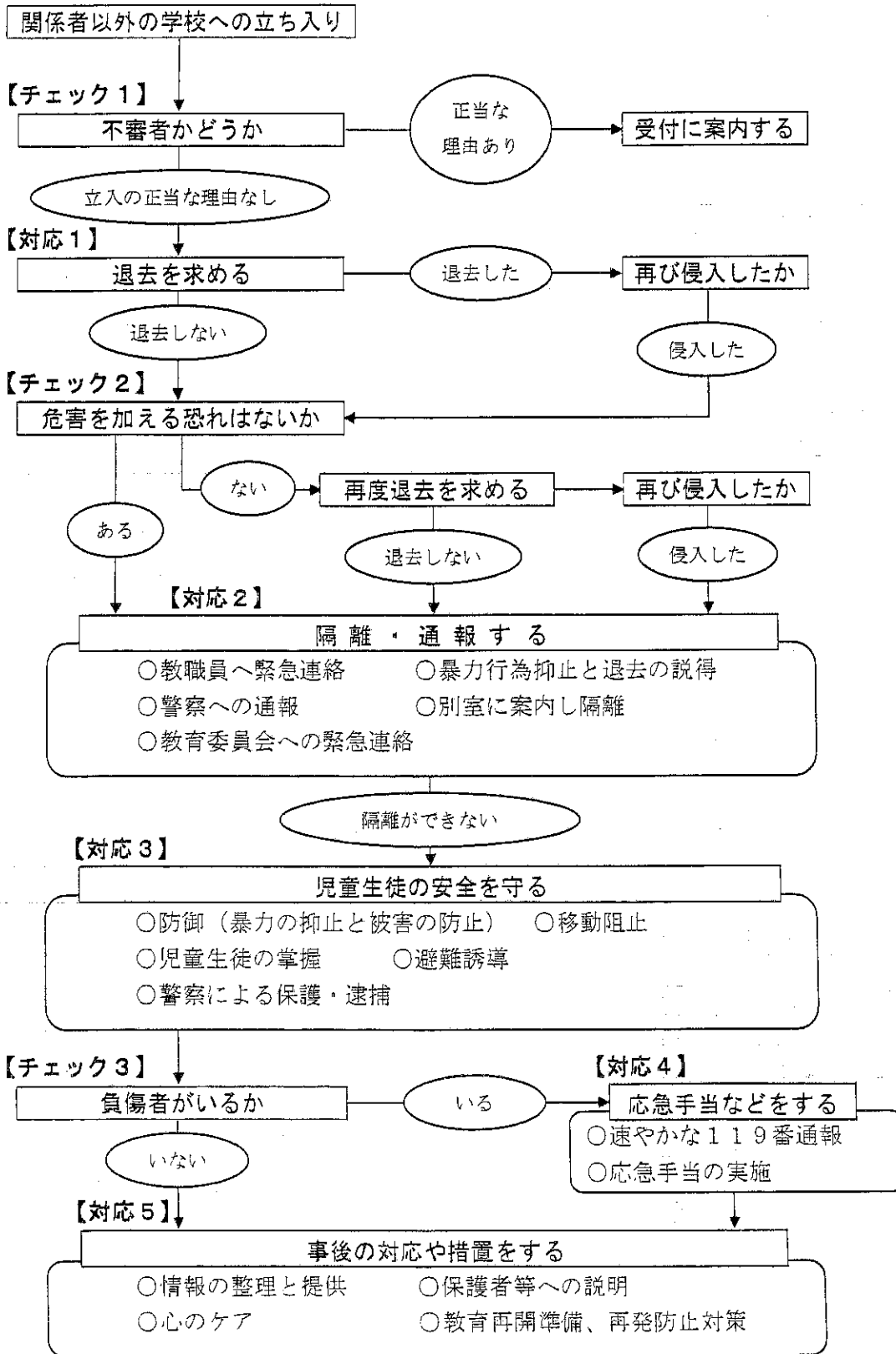
■ 購入物品はすべて代金引換でお渡しします。* おつりが出ないようご注意ください。

* 1: 年2回ある採尿検査時の容器代で、失敗した場合の再購入時にお支払い頂きます。

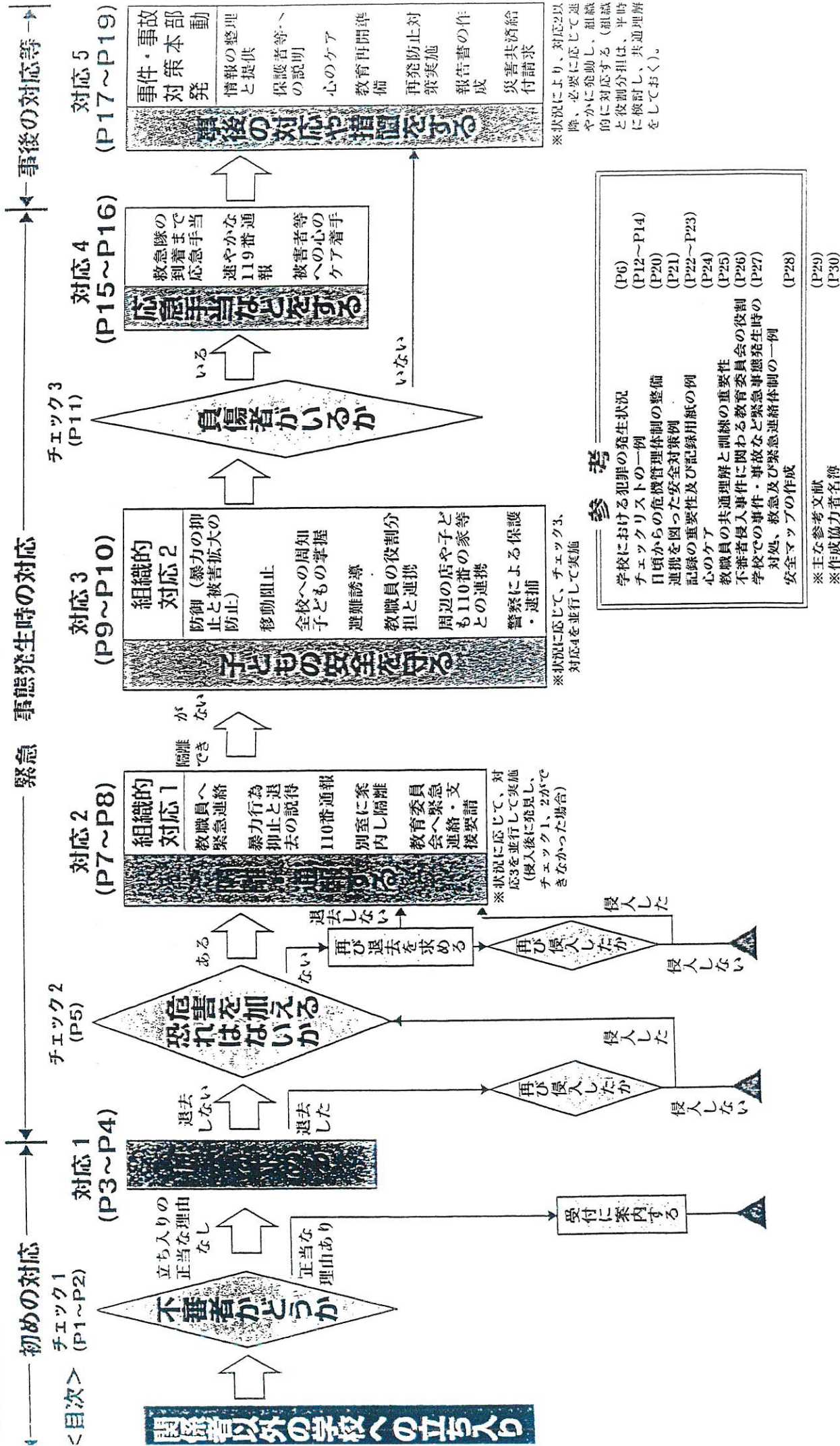
* 2: 収支計算書で内容をご確認願います。

★ 印の付いているモノは集団での園外保育で保育士が児童を把握するため購入を義務付けています。

学校における不審者への緊急対応の例



学校における不審者への緊急対応の例



避難場所については、

以下のとおりの行動になります。よく理解して対応してください

- ◆避難の判断時期 避難準備情報が出た時点
※雨天の場合は、①避難勧告が出るまで待機します。
②地域指定避難場所に避難します。

- 地震発生の場合

第一避難場所	向陽園グラウンド	} 安全確認が取れたら 保育園へ引き返します
第二避難場所	近隣公園	

- 地域指定避難場所 東大宮中グラウンド・・戻れないと判断した場合
避難所に移動します

- 津波発生の場合

避難場所	説明のとおり
------	--------

- ◆保護者への連絡方法

避難場所に避難と同時に発信する予定です。5分程度かかる場合もあります

- | | |
|------------|---|
| 1. 一斉メール | } 通信状況により通信不能の場合があるので、
できるだけ多くの手段をご用意ください
LINEを活用するかはあらためて検討の予定です |
| 2. フェイスブック | |
| 3. Twitter | |

避難場所→移動場所の連絡を入れます。

の活用

- ◆引き取り時間の厳守

地震・津波の避難通知後1時間以内に家族の誰かが必ず迎えに来ること
時間内に迎えに来ないことは認められません

- 保育所保育指針から

(災害への備え)

- 東日本大震災を経て、安全に対する社会的意識が高まっている。子どもの生命を守るための、平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域
の関係機関と連携しながら進めるとともに、災害発生時の対応を保護者と共有することが重要である。

大きな災害が発生した時の対応

災害が発生したら、速やかに避難場所へお子様をお迎えに来てください。

メールを確認したら、必ず確認済みの返信をしてください。

■大きな災害発生時には、ペンギンメールで逐次状況を御知らせします

1. 第一報災害が起き、園の外に避難する状況になるかならないかを御知らせします
2. 避難することが決定したら、第一避難場所へ移動します。その時点で発信します。
3. 移動完了の時点で発信します
4. 第一避難場所から第二避難場所へ移動します。その時点で発信します。
5. 移動完了の時点で発信します
6. 第二避難場所から津波災害回避の場所へ移動します。その時点でどこへ移動するかどのくらい移動時間を考えているか発信します。
7. 移動完了の時点で発信します

★地震後津波警報が発令されたら、津波災害回避の場所へ直接移動します。

場所の選定は、津波の大きさや到達予定時刻で変更しますので、決定次第速やかに報告し、同時に移動を開始します。*あとは7の状況です。

1. 第一避難場所 向陽園
2. 第二避難場所 平原近隣公園 *宮崎市一時避難指定場所
3. 第三避難場所 東大宮小グラウンド *宮崎市災害時避難指定施設

★避難場所の所在地は確認をお願いします

■避難時の行動

- 1) 原則徒歩で移動します。0歳児はお散歩車を使用する場合があります
- 2) 携帯でのやり取りは、緊急事のみとなります *個人的な対応は極力限定します
- 3) 避難用の救急袋等の持ち出しは、医療用具中心となります

◆非常手段の一つとして

保育園では、twitterのサイトを用意しています

ふだんはあまり使いません(園長の使い勝手に使用していますので)が、緊急時に活用することを考えて用意したものです。お気に入りにご登録をお願いします

のぞみ保育園 twitter : <https://twitter.com/#!/nozomihoikuen>

NTTの災害伝言ダイヤルの活用を!

NTT西日本災害伝言ダイヤル : <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

事故・病気に対する保育園の対応についての考え

重要：園での事故・ケガについては、その場面を保育士が直接見ていない場合もあることをまずご理解願います。その上で、気づいた状況については適切な対応となるよう行います。そして、病院等が終了した場合には、終了についての同意書をご提出いただく場合があります。

また、治療等の範囲は、学校保健法ならびに保育園が加入している保険の対象範囲で対応させていただきます。保護者の皆様には、予めご了解を得たという同意の下で対処させていただきますのでご理解願います。

1. 事故発生時の保育園側の対応

- (1) 保育園では、ケガの程度にもよりますが、ほとんどの場合病院での診察をするようにしています。「少しぐらいのケガなのに・・・」という場合でも、脱臼の可能性などがあつたりすることも事実ありましたので、なるべく病院に連れて行きます。しかし、一方で夏場になると、蚊にさされたりする場合があります。この程度であれば、病院には搬送しないなど状況により対応があります。顔などに虫さされなどあった場合は別ですが、様子を見て対応することになりますので十分ご注意ください。

2. 自宅で起きた事故、園生活で起きた事故なのかによる対応

保育園で起きた事故であれば当然園で対応します。厄介なのは、園か家庭でなのかわかりにくい場合です。特に帰宅後、ケガや虫刺され等発見した場合、一方園で預った直後に保育園側で発見した場合などいろいろとあります。

保育園でもできるだけお子様の様子は確認するように努めますが、保護者の皆様にも、園に預けられる前、迎えのときにお子様の状態をよく確認いただきますようご協力をお願いします。

3. 法定感染症などの発生の場合

水ぼうそうなど法定感染症の場合は完治証明書が出るまで園には来れません。

出た場合は速やかに園への通報をお願いします。

また、夏場プールの利用に際し、「水いぼ」など汗液が出る症状がある場合はプールの利用ができません場合があります。ご承知願います。

なお、20年度に市の医師会の園医部会が一部の感染症（水イボなど）について見解を出しましたが、保育園はこの見解には拠らず、日本保育保健協会から出ている見解を是として採用しますので予めお知らせします。

地震や津波などの災害情報を、いつでも、どこにいても
知ることができる方法ってないのかな？

あります。それは…

宮崎市防災メール

です。
携帯電話などに、こんな情報をお届けします。

気象情報

大雨警報、洪水警報、暴風警報、波浪警報など

地震情報

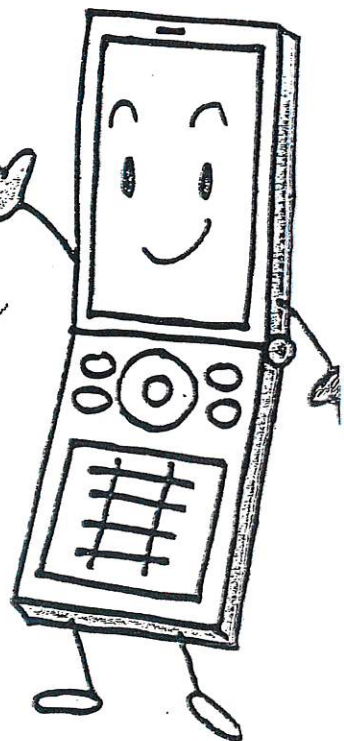
市内で震度1以上の地震が起こった場合の震源地など

津波情報

県沿岸部に発表された大津波警報や津波警報など

避難情報

災害による避難準備、避難勧告、避難指示など



災害情報をメールでお届け

災害の際は、迅速に、正確な情報を収集することが大切です。宮崎市防災メールは、登録すると、災害に関する情報がメールで配信されます。

登録は、無料で簡単。
今すぐ登録を！

宮崎市防災メール

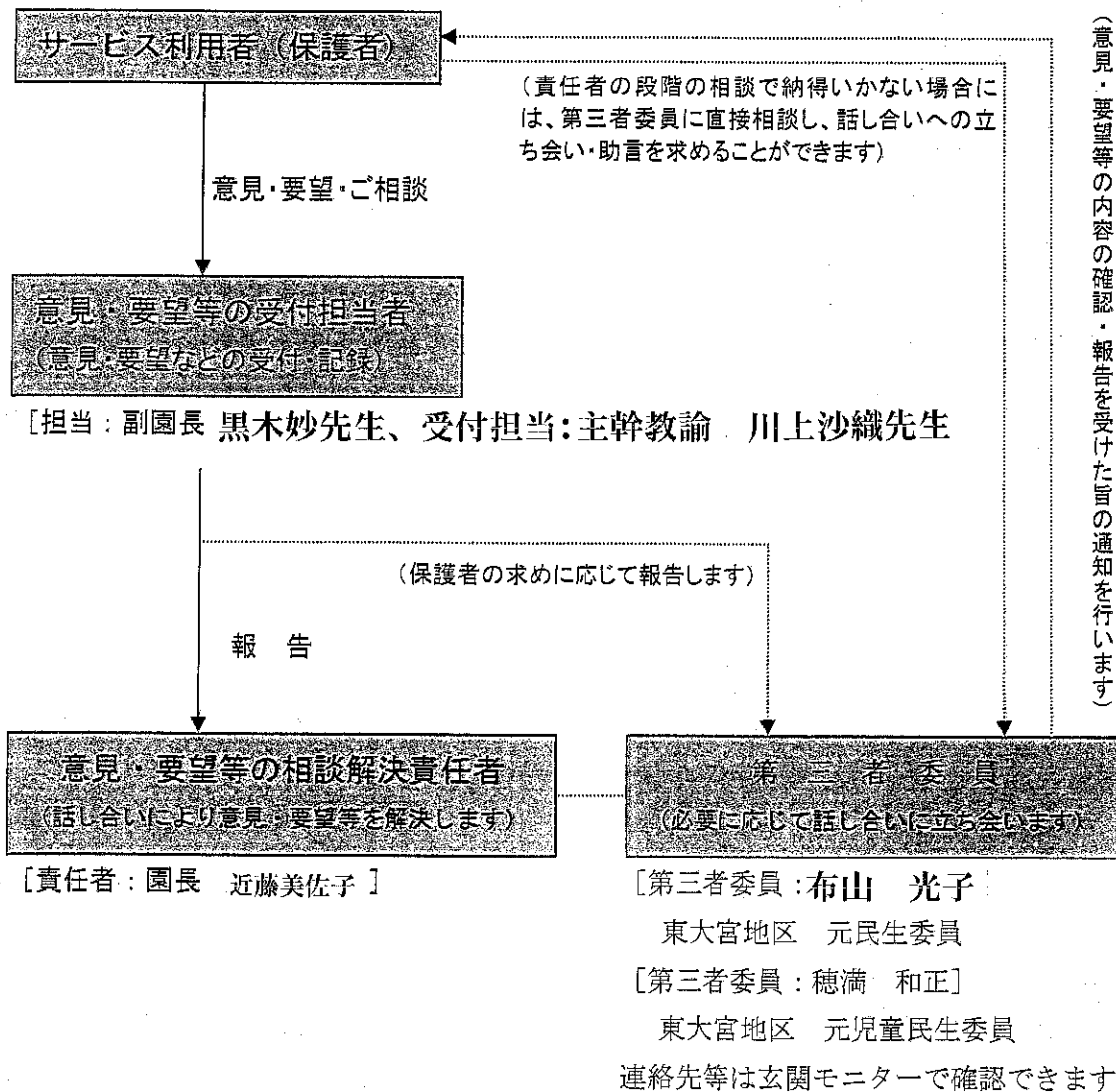
検索



こちらからも
登録できます

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人大希福社会
のぞみ保育園



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。
※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、宮崎県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

（運営適正化委員会の連絡先：0985-60-0822：月一金午前9時～午後5時）

年間行事計画

- 毎月 誕生会 体育教室（毎週金曜日、つき～きりん、うさぎは11月から）
習字（隔週月曜日） エコ散策とシーガイア散策（月各2回）
身体測定 お弁当の日（6・7・8・9月は除く）
*エコ散策・シーガイア散策・習字はきりんぐみのみ対象です。
- 4月 対面・進級式
- 5月 ◆運動会(うさぎぐみから参加) 場所:はんぴドーム
- 6月 健康診断（1回目） 歯科検診 ぎょう虫・尿検査 交通安全指導
- 7月 プール開き 夏祭り（含おみせやさんごっこ）
向陽園合同避難訓練（1回目）
- 8月 防犯訓練
- 9月 お泊りキャンプ（きりん） ★敬老会
- 10月 ◆秋の親子遠足（りす・きりん） ぎょう虫・尿検査（2回目）
向陽園合同避難訓練（2回目）
◆ハロウィン会
- 11月 健康診断（2回目） 交通安全指導 マラソン大会
◆コミセンまつり（きりんぐみ） ◆向陽園まつり ◆生協まつり
- 12月 発表会(4・5歳児:開催は予定) クリスマス会
- 1月 もちつき会
- 2月 ★豆まき（節分） 観劇(りす・きりん) おかいものごっこ
- 3月 卒園式 ◆地区社協まつり（りすぐみ）

◆の印のついている行事は保護者の参加をお願いしています。

★の印のついている行事は地域の老人クラブの方との交流を予定しています。

保護者等参加行事開催に関する保険についてのお知らせ

表題の件について、保護者が参加する行事として運動会・親子遠足があります。それで以下のとおり説明をしますのでよく熟読の上ご理解頂き、ご承諾の上行事に参加されます様お願い申し上げます。また、末頁の意思確認書のご提出をお願いします。

なお、ご不明の点があれば保育園あてお尋ねください。

記

保育園が加入する保険について（簡易説明）

保育園では、事故等による万一の場合または重篤の事態が生じた場合に、児童に対して傷害・賠償の保険に加入しています。それは、故意などの例外的な状況を除いて、保育園生活のほぼすべてに適用されます。

* 補償額には限度額が設定されています。

* 内容によって保険の対象にならない活動や事故もあります。

ところが、その保険は園児だけが対象の保険です。そこで、保護者が参加するような行事については、保護者会活動保険という別の保険に加入して対処することになります。

さらに、保護者以外が参加する場合は、イベント保険というさらに別の保険に加入して対処することになります。

1. 運動会、親子遠足が保護者会共催となることについて

先述の保護者会活動保険は、保護者会が主催もしくは主催者と共催という形式をとらなければ保険の対象とはなりません。そこで、行事に保護者が参加する。会場設営に事前準備をする。後片付けをするなどが事実としてあって、開催案内・プログラムなどに共催の明記が必要です。そこで、印刷物にそのように明記します。

* 保険の対象者、保険の範囲、保険金額等の詳細については添付の資料をご確認ください。

2. レクリエーション保険について（* 傷害保険のみ加入、賠償保険は加入していません）

保護者会の被対象者はあくまで保護者で、それ以外の家族（兄弟姉妹・祖父母）は保護者会活動保険の対象者ではありません。そのため、そのような方々が参加する場合は別に保険の加入をしなくてはなりません。これは保育園は保険料を拠出できないので、別途費用を捻出することになります。実際は保育園収納費から支出しています。

行事参加における保護者責任と保険金額の承諾について

お子様である保育園児とご家族が行事に参加される場合、保護者の管理下の許でお子様を看る場合は、保護者の責任でお子様を看るようご理解頂きます。（保育園の保護責任のもとでの事故発生については当然、保育園の傷害・賠償責任保険の範囲で対処します）

また、保護者の皆様ならびにご家族の皆様が万一事故等で傷害など負われた場合は、保育園側の過失を含めて、各保険の適用範囲内で処置することに同意の上ご参加いただくという契約のもとで行事に参加する ということをお願い申し上げます。

お願い・注意事項

1. お子様またその兄弟姉妹の方の行事会場内への玩具・ゲーム機など私物の持込はご遠慮願います。紛失、損壊等被害に遭われても保険の対象とはしません。(なりません) 保護者会活動保険の活動危険に当たらないものとみなします。
2. 行事会場と自宅間の通常の往復途上で事故に遭われた場合は、行事に参加されるご家族のうち、保護者と園児のみ保護者会活動保険のみ傷害補償が適用されます。
3. イベント保険は、会場内での集散の時間帯のみ保険が適用されます。
4. 特に祖父母含めご家族の方が行事内容に参加する場合は、心身が健康な状況の場合に限り、参加前に準備運動等をよくし、適切な服装・靴等を装備のうえご参加願います。
5. 参加するご家族の範囲は、2親等以内と限定させていただきます。それ以外の方は保険の対象になりませんのでご注意願います。*保護者である3親等の方は対象となります。
6. 行事に参加の場合、必ず保育園側の指示に従ってください。そうでない場合で事故等が発生しても保育園の責任・各保険の対象とはなりません。
7. 貴重品等は必要最小限にして行事に参加してください。また、貴重品の盗難・紛失等また、駐車場内での事故・建物外での移動・送迎時の事故について、保育園は一切責任を持ってません。また各保険の対象とはなりません。
8. 飲食物等持込品で食中毒となった場合も、児童を含め各保険の対象外となります。
*行事当日、会場内が高温多湿になる状況が予想されます。状況ご勘案のうえ、飲食物等のご用意頂き、保管状況にご配慮頂きますようお願い申し上げます。
9. レクリエーション保険は参加者名簿が必携となります。名簿の提出を別途お願いいたします。
10. 行事の開催が父母会と共催となることについては、代表者をお願いし協議の場を持ち、その議事録を所持する必要があります。この件について必要な手続きを行いますのでご理解のうえご協力をお願いいたします。

子どもたちのため楽しい運動会・遠足にしたいと思います。よろしく申し上げます。

保険の金額について

園児対象の保険（園児のみ対象）

1. 園児傷害保険（保育園加入）

入院保険・・・1日あたり1700円（入院期間180日以内）

通院保険・・・1日あたり1100円（通院期間180日以内）

手術保険・・・手術の種類に応じて入院保険金額の積算額を1回に限り給付

2. 保育園賠償責任保険（保育園加入）

てん補限度額・・・対人1名 2億円 1事故10億円

加入保険内容は、傷害+0-157タイプ 1口になっています。

保護者対象の保険（保護者・園児・保育士のみ対象）

1. 保護者会団体傷害保険（父母の会加入）

入院保険・・・1日あたり1500円（入院期間180日以内）

通院保険・・・1日あたり1000円（通院期間180日以内）

2. 保護者会団体傷害保険・賠償責任該当分

てん補限度額・・・対人1名 100万円

* 保護者の対象範囲は本文中また保険説明資料にてご確認ください。

参加者対象の保険（参加者全員）*参加人数300名で申込み

1. レクリエーション傷害保険（保育園収納費から支出）

入院保険・・・1日あたり2000円（入院期間180日以内）

通院保険・・・1日あたり1000円（通院期間180日以内）

2. レクリエーション賠償責任該当分保険

てん補限度額・・・対人1名 200万円

* 参加者名簿が必要になっています。

各保険の内容は、添付資料に記載がありますので必ずご確認ください。事故等発生の際は各保険の支弁額の範囲で対応することになります。行事の参加については、この件に同意したとみなしますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以下の内容を運動会開催前に説明文と一緒に配布します。

保育園では、年に2～3回程度保護者参加の行事があります。保育園では、保護者参加行事については、園児と別に傷害保険に加入し、その補償の範囲内で対応します。そのことについて、参加前に同意を得るようにしています。よろしくお願い致します。

行事参加のための保険加入に関する意思確認書

平成26年度に開催される行事で、保護者が参加する行事について、以下の内容について熟読し、了解した上で参加することに同意します。

保護者代表者名

印

1. 行事開催における事故が発生した場合は、保育園が加入したイベント保険の保険対象及び金額の範囲内で処置されることに同意します。
2. 行事開催時間帯において、保育園側が保育すべき状況下以外では、必ず保護者が保育を行なうことを了解します。
3. 保護者以外の同伴で参加した在園児の兄・姉・親族が、行事の参加または行事の開催会場で起きた事故についても、保育園が加入したイベント保険の保険対象及び金額の範囲内で処置されることに同意し、それ以外に請求することはいたしません。
4. 行事に直接関係の無い、開催会場や駐車場などでの事件・事故・盗難など、行事会場の往復の行程で発生した事件・事故に関しては、保育園側に責任を負う請求はしません。
5. その他上記4項目に記載された内容以外の事象についても、保育園が加入したイベント保険の保険対象及び金額の範囲内で処置されることに同意します。

保護者参加行事一覧：運動会、親子遠足

保護者参加行事でない行事：保育参観、誕生会、卒園式、進級・対面式、もちつき会
(保険対象外)

保 育 事 業

一般保育（1歳～就学前）

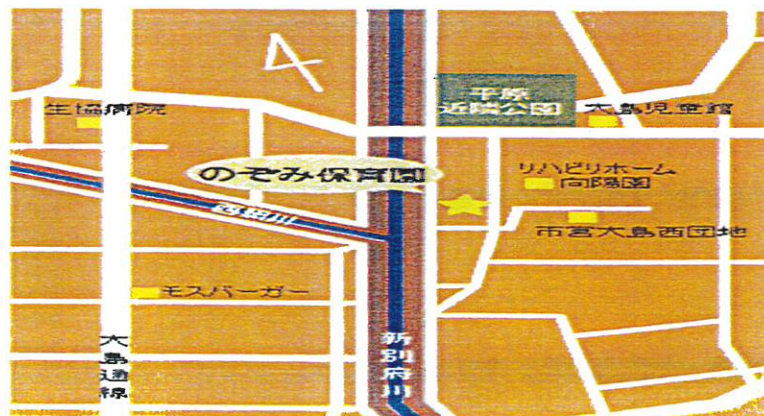
乳児保育（産休明け～1歳前）

地 域 支 援 保 育 事 業

学童保育（卒園児など1・2年生）

子育て交流（親子で参加します！）

ほいくえんのほしよです



かわいいおともだちのみなさん！あそびに来てね！



宮崎市大島町榎ヶ田1080

電話(0985)-24-9737

認定こども園利用に関する
重要事項説明書

社会福祉法人大希福社会
幼保連携型認定子ども園
のぞみ保育園

社会福祉法人大希福社会 幼保連携型認定こども園 のぞみ保育園 重要事項説明書

(目的)

第1条 この重要事項説明書は、社会福祉法人 大希福社会 幼保連携型認定こども園のぞみ保育園（以下『本園』という。）が、認定こども園法に基づく特定教育・保育に関する業務の運営管理に関し、必要な事項を定め、保護者に説明するためのものとする。

(名称)

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園 のぞみ保育園とする。

(所在地)

第3条 本園を宮崎県宮崎市大島町畑ケ田1080番地に置く

(施設の目的及び運営方針)

第4条 この施設は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園として、満3歳以上の幼児教育と保育を必要とする子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。また、児童福祉法第39条第1項に規定する保育に欠ける乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的としています。

- 2 この施設は、特定教育・保育の提供にあたっては、入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉及び教育を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとしします。
- 3 この施設は、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、利用する乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び幼児教育を一体的に行うものとしします。
- 4 この施設は、入園する乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入園する乳幼児の保護者及び地域の乳幼児の子育て家庭に対する育児相談、保護者交流の機会の提供、授乳の用意と場の提供等の子育て支援を可能な範囲において行うよう努めるものとしします。
- 5 この施設は、「宮崎市が定める宮崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年6月30日条例第85号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとしします。

(提供する特定教育・保育の内容)

第5条 この施設は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府文部科学省厚生労働省告示第一号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

- 1 特定教育・保育(第7条に規定する時間において提供する特定教育・保育という。以下同じ。)第7条に規定する時間において、保育を提供します。
- 2 食事の提供
- 3 その他特定教育・保育に係る行事等
- 4 預かり保育事業
保育標準時間の児童と同等の特定教育・保育の処遇により行います
非常勤保育教諭1名・クラスに入る常勤保育教諭1名の配置とします
配置された保育教諭が各クラスの保育教諭と連携して保育標準時間の児童と同じ処遇を行います。

(職員の種類、員数及び職員の内容)

第6条 特定教育及び保育の実施に当たり配置する職員の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

- 1 園長 1名(常勤専従)
園長は、及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、入園した乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどります。
- 2 主幹保育教諭 1名ないし2名(常勤兼任、場合により専従もあります)
主幹保育教諭は、クラス運営を兼任する場合は、保育教諭の職務に順じ、かつ地域の子育支援を行うとともに、園長を補佐し、また園長が不在の場合には、保育園運営ならびに保育内容について他の保育教諭を統括する。なお、系列の小規模保育園の支援も行います。
- 3 保育教諭 14名(常勤専従 10名、非常勤4名)*年度により人数は異なります。
特定教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。また、行事等や地域の催事への対応、防災・災害時の対応、虐待防止のための対応を行います。
- 4 栄養士 1名(常勤専従)
入園した乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、及び1～6歳児の幼児食に係る献立を作成します。また、アレルギーを抱える児童の給食は専門医の指示のもと食事の提供を行います。さらに、食育の推進に係る指導・助言等を保育教諭と連携して行います。
- 5 調理員 1名(常勤専従)
栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理します。
- 6 看護師 1名(常勤専従)ただし、年度により配置が無い場合もあります。
主に、0～1歳の保育に従事します。また、入園した乳幼児の怪我等の視診や初期の治療を行います。また、保健計画に関する指導・助言等を保育教諭と連携して行います。
- 7 事務員 1名(常勤専従)
入園した乳幼児の保育材料等の発注や納品の管理、保育料等保護者負担金の収受の対応等を行います。さらに、入園手続きや預かり保育事業等に関する事務処理等を行います。
- 8 嘱託医、嘱託歯科医、嘱託学校薬剤師を置くものとします。

(特定教育・保育の提供する日)

第7条 特定教育・保育を提供する日は、次のとおりとします。

特定教育・保育を提供する日は、4月1日から翌年の3月31日を一年度と定め、その期間内の月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。なお、12月29日から31日までの期間は、利用を希望する児童がある場合は、園を開け、預かり保育事業として別途料金を定めて対応とします。

2 当園の1号認定に係る部分は3学期制とし以下のとおりとします

1学期 04月01日から07月20日 夏季休暇 07月21日から08月31日

2学期 09月01日から12月22日 冬季休暇 12月23日から01月03日

3学期 01月04日から03月31日

*教育週数は39週を下回らないようにするため、夏季・冬季休暇の開始及び終了時期は、曜日により調整をすることがあります。

(保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は、次のとおりとします。

1 保育標準時間認定に係る保育時間（2・3号認定対象）

7時15分から18時15分までの範囲内で、8時間の利用を原則とし、保護者が保育に欠けると認定を受けた時間とします。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育に欠ける場合があるときは、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供します。

★19時20分には、園の外の正門出入り口を出ることになります。

2 保育短時間認定に係る保育時間（2・3号認定対象）

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育に欠けると認定を受けた時間とします。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由に拠り保育に欠ける場合があるときは、8時間の利用を原則とし、18時15分までの範囲内で時間外保育を提供します。さらに19時15分までの範囲内での利用は、延長保育を提供します。

3 特定教育認定に係る保育時間（1号認定対象）

9時00分から13時00分までの範囲内で、保護者が特定教育を必要と認定を受けた時間とします。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由に拠り保育に欠ける場合があるときは、8時間の利用を原則とし、18時15分までの範囲内で時間外保育を提供します。さらに、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供します。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 この施設の、特定教育・保育を利用する支給認定保護者は、教育・保育給付認定を受けた宮崎市または他の市町村が定める保育料をこの施設が指定する方法で支払うものとします。保育料は、当月分を当月末日に自動引落にて収納となります。

※1号認定子ども及び2号認定子ども（3歳児クラス以上）の場合、宮崎市または他の市町村が定める保育料は0円となるため、支払いはありません。

※2号認定子ども（2歳児クラスまで）と3号認定子どものうち、市民税非課税世帯の場合、

宮崎市または他の市町村が定める保育料は0円となるため、支払いはありません。

- 2 副食費については、別表1のとおりですが、1号及び2号認定子どものうち、市民税非課税世帯の場合、宮崎市または他の市町村が負担するため、支払いはありません。
- 3 この施設は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由に拠り特定教育・保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準に拠り算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとします。
- 4 この施設は、前二項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表1に掲げる費用の支払いを受けるものとします。

(子どもの区分ごとの定員)

第10条 子どもの区分ごとの定員は、以下のとおりとします。

	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
1号認定	5	5	5			
2号認定	16	16	16			
3号認定				15	15	12
合計	21	21	21	15	15	12

*上記の表は、1号認定15人、2・3号認定の合計が90人の場合

*定員に変更が出た場合は、その都度変更した定員に対して見直す場合があります。

*入園数に定員以上の入園が生じる場合があります。ただし号数別の定員を原則とします。

(定員外利用の取扱い)

第11条 定員外の利用については、年度を通して定員に空きが生じる事が明らかな場合は、宮崎市に事前協議の上、所定の手続きに則り入園を許可します。

(利用開始に関する事項)

第12条 この施設は、宮崎市または他の市町村から保育の実施について認定を受け、予め重要事項説明に同意の署名・押印を受け、入園の契約が成立した直後の月の月初から利用の開始に応じるものとします。ただし、宮崎市の依頼で利用を開始する年月日が定められた場合は、その年月日から利用の開始に応じるものとします。

(利用に関する選考)

第13条 この施設の利用を希望した場合の選考方法は、以下のとおりとします。

なお、「入園前保育園利用に関する同意書」ならびに重要事項説明書の同意の提出が確認できない利用希望者の受入れは拒否することができる。

- 1 2号・3号認定の場合は、宮崎市の定める利用調整に準じる。なお、利用調整に準じることができない場合は、施設長の判断に拠り決定するものとします。
- 2 各認定・各年齢の入園定員に達するまでは、宮崎市の利用調整を除いては、原則先着順とす

- る。ただし、入園の契約に疑義が生じたとき施設長が判断した場合は、施設長の判断に拠り選考順位が繰り下がる場合があります。
- 3 その他利用契約に関して虚偽の申請が判明した場合は、施設長の判断に拠り選考が取り消しになる場合があります。
 - 4 入園決定後に、施設での特定教育・保育の利用が困難となるような病気、障がい等が生じた、または判明した場合に、施設長が利用の継続が困難と判断したときは選考の対象から外れる、または選考の取り消しとなる場合があります。（含むアレルギーによる除去食対象児童）
 - 5 入園する児童が、国が定めるいずれかの健康保険への加入が無い場合は、入園ができません。

（利用の終了に関する事項）

第14条 この施設は、以下の場合には特定教育・保育の提供を即座に終了するものとします。

- 1 利用する幼児が小学校に就学したとき
- 2 2号及び3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったときの直後の月末。ただし、1号認定として入園が可能であれば、利用の継続を妨げるものではありません。
- 3 重要事項説明に同意したにもかかわらず、契約の履行が困難と施設長が判断したとき
- 4 入園後、施設での特定教育・保育の利用継続が困難となるような病気、障がい等が生じ、施設長が利用の継続が困難と判断したとき
- 5 利用者負担その他支払うべき金銭等を本園が適切な請求を行ったにもかかわらず、意図的な未納が相当程度の蓋然性で想定される場合に、提供が開始されて以降、保護者による利用者負担の滞納が2ヶ月間継続するような場合には、必要な手続きが適切に行われることを前提に、利用契約を解除する。その場合は、保護者の支払期限から2カ月の猶予を過ぎても支払うことができなかつた翌月の月末とします。
- 6 前5項において、2号・3号認定の子どもに係る場合は、2ヶ月の滞納が判明した時点で、宮崎市に対して退園となることを事前に通知することとします。その後意図的な未納が相当程度の蓋然性で想定されると判断することが適当でない場合であり、宮崎市が未納分の請求に関する代行徴収を適切に行いかつそれ以上の保育料の未納額が生じない事を条件に利用を継続することができます。なお児童福祉の観点から、保護者への解除通知後、宮崎市には、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、認可保育所への転園手続きを退園する月内に行うこととします。

（宮崎市において、認可保育園への入園の提供が困難な状況が発生した場合は、児童福祉法第24条第6項に規定する「措置」の対象とするよう手続きに努めることとします。）

- 7 利用する児童の保護者またはその関係者が、施設の運営に重大な危害・損害等を被らせたと施設長が判断したとき
- 8 利用する児童の保護者またはその関係者が、施設の職員及び関係者に重大な危害・損害等を被らせたと施設長が判断したとき
- 9 この重要事項説明書の第19条第4項ならびに第27条第4項、第29条第1項から第4項の事態になった場合で、信頼関係の喪失に至ったとき本園が判断したとき
- 10 保護者が、本重要事項説明書第13条第5項にある、利用する児童が、国が定めるいずれか

の健康保険への加入が無い場合、また入園後判明した場合は、利用契約は即日解除されます。

11 その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき
施設長が判断したとき
(欠席)

第15条 園児が欠席する場合には事前に保護者が、口頭もしくは文書で届け出るものとします。

(登園停止)

第16条 園児が感染症に罹患した場合もしくはそのおそれがあると医師が判断した場合は、医師が完治したと認めるまで登園を停止します。なお、登園開始については、医師による完証明書を園に提出することによって、これを認めます。

(保護者との連絡体制)

第17条 入園した乳幼児について保護者との連絡については以下のとおりとします

- 1 施設は、保育内容、保護者と児童の心身の発育・発達及び健康管理について相互に連絡を取るものとします。保護者には、保育園を利用している時間帯は、常時連絡が取れる状態を確保することを保護者に義務付けます。また、体温が38度に達した場合には、施設から連絡が入り（連絡メールの発信時が時間の起点とする）次第30分以内（39度に達した場合は20分以内）のお迎えの対応をお願いします。
- 2 入園から2ヶ月程度は、生活状況の把握も踏まえ、毎日の連絡で必要な連絡事項は保育園から保護者へ伝達します。
- 3 0歳から2歳児までのクラスは、1年間を通して保育園・家庭相互に必要な児童の情報は連絡を取り合うこととします。
- 4 3歳から5歳児までのクラスは、クラス進級1ヶ月から1ヶ月半程度の期間を目安として保育園・家庭相互に必要な児童の情報は連絡を取り合うこととします。ただし、それ以降については必要な状況が生じた場合のみ連絡を取り合うこととなります。

(入園した乳幼児の送迎)

第18条 送迎は、原則市役所に提出する「保育所利用申込書」に記載した保護者とします。それ以外の者が送迎をした場合には、事前の相談と最初の送迎時に身分証明を確認します。

(緊急時における対応方法)

第19条 この施設の職員は、特定教育・保育の提供を行っているときに、入園している乳幼児に様態の悪化が生じたときは、以下の処置を行います。

- 1 様態の悪化を把握した時点で、速やかに保護者に連絡を取り、重要事項説明で約束した時間内に保護者が迎えに来ることを前提に当該児童を保護者もしくはその代理人に引き渡す処置を取ります。代理人の場合、保護者が必ず園に様態の確認を直接お願いします。
- 2 当該児童に様態の急変等で命に関わる状態と判断した場合は、予め指定した病院に搬送する等必要な措置を講じます。
- 3 この施設は、事故が生じた場合には、事故の状況や事故に際して採った処置について記録す

るとともに、事故発生の原因の解明に努め、再発が防止できると判断した場合は、そのための対策に努めます。ただし、かみつき・ひっかけ・他児から砂をかけられる・衝突・転倒・虫さされ・シラミ・感染症の拡大等事故の発生に関して制御が困難と判断するケースについては、再発防止の対策が困難と判断するものであり、再発防止対策の対象外とします。

4 入園している乳幼児に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、施設が加入している損害賠償保険の約款に記載のある手続きに則り、損害賠償保険の範囲内で損害賠償を行なうものとします。なお、それを由とせず裁判となる事態に発展した場合は、弁護士等のしかるべき専門家を施設の代理人として立て、その者の指示により対応することになります。その場合、園が直接対応することはできなくなります。

5 災害等で避難が生じる場合または実際避難が生じた場合は、園より通報が発せられた場合は、速やかに子どもを迎えに来る対応をすること。(第17条にある常時連絡が取れる状態を前提にしています) なお、様々な理由によりお迎えが遅くなる場合でも災害発生から2時間を超えてのお迎えは認められません。

(非常災害対策)

第20条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消化に係る訓練を実施するものとします。

(子どもの心身の状況の把握)

第21条 入園した乳幼児の心身の状況については、以下の内容で把握に努めます。

- 1 入園時にそれまでの家庭生活における罹患歴、予防接種の状況等の情報を所定の記録用紙に記載し保護者に提出を求めます。
- 2 日常では、保護者の連絡帳や口頭での伝言や説明、登園時の視診・触診、衣服の着脱時の視診等で把握するようにします。場合により電話にて状態を確認する場合があります。
- 3 毎月一回、身長・体重の測定を実施します。
- 4 年二回の小児科医による健康診断、年一回の歯科検診を実施して把握するようにします。
- 5 保健所による所定の年齢の健康診断の結果について保護者へ情報提供を求めます。
- 6 予防接種等の実施後に保護者へ情報提供を求めます。
- 7 病院等を受信した場合は、診察・診断の結果を保護者へ情報提供を求めます。
- 8 アレルギー等があり除去食の処置が必要な場合は、医師に指導書の作成を求めます。
- 9 その他心身の状況の把握が必要な場合は、都度保護者に専門の医師の診察を義務付けます。
- 10 保護者はお迎え時に、その場で新たなケガ・あざ等確認し、あれば必ず保育者に尋ねます。保育者に尋ねず園を出た後に気付いた場合に、園また保育者への必要以上の叱責は行わないようにしてください。

(虐待の防止のための措置)

第22条 この施設は、入園する乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講

じるものとしします。

- 2 虐待の防止の措置のため、利用する児童の身体の状態の確認等で疑問点などが生じた場合は、児童虐待の防止に関する法律により、施設またその職員に課せられた通告義務を履行する場合は、保護者の同意を得ずに通報することになります。
- 3 虐待の防止の措置のため、利用する児童の身体の状態の確認等で疑問点などが生じた場合は、保護者に状態の確認について連絡を取る場合があります。その場合は、具体的に説明をしていただくこととなります。

(苦情処理)

第23条 苦情処理については以下のとおりとしします

- 1 保護者は提供された保育サービス等につき、苦情解決制度の手順に則って苦情を申し出ることができます。この場合、本園は速やかに事実関係を調査し、その結果について、改善の必要性の有無並びに改善について保護者に報告するものとしします。
- 2 第一項の手続きでも解決に至らない場合は、保護者は別に設置した第三者委員を通して再申請の申し出を行うことができます。また、第一項の手続きを経ずに直接第三者委員へ申請することもできます。

(加入している保険)

第25条 この施設は利用する児童が傷害もしくは賠償の対象となる場合に対して、公益社団法人全国私立保育園連盟保険制度に加入しています。

(加入している保険の内容と補償の金額)

第26条 第25条においてこの施設が加入している保険の内容は別表4のとおりとなります。

- 2 第25条で加入している保険は、認定こども園移行にともない別の名称の保険になります。
- 3 加入している保険の内容や金額は、毎年度保険の見直しにより変更となる場合があります。その場合は、保護者の皆さまに保険契約変更手続きが完了した時点でお知らせします。

(加入している保険の支払の条件と制限)

第25条 第25条においてこの施設が加入している保険の傷害保険の支払いは、日本スポーツ振興センターの支払でもなお治療費等が不足する場合のみ履行するものです。また、宮崎市の乳幼児医療費助成制度の範囲を超える場合の費用について、本保険の範囲内で支払うものであります。

- 2 賠償保険等の支払いは、賠償するに足ると判断された場合に限り、支払い請求を行い、当該保険会社の審査の結果、支払いが適当と判断された場合のみ賠償の支払いが行われます。

(秘密保持・個人情報の保護)

第27条 この施設の職員は、施設が定めるプライバシーポリシーを遵守し、入園する児童及び保護者に関する秘密及び個人の情報に関しては、別に定める個人情報保護規程の範囲で適切

に管理します。

- 2 保護者には、本園のプライバシーポリシーに同意していただきます。また、同意できない場合は、その旨所定の用紙にて提出することになります。
- 3 同意を得られない内容について、本園が承服できない場合は、園利用規約を解除することになる場合があります。
- 4 入園している乳幼児に対する秘密保持・個人情報の保護に対して賠償すべき事態が発生した場合には、施設が加入している損害賠償保険の約款に記載のある手続きに則り、損害賠償保険の範囲内で損害賠償を行なうものとします。なお、それを由とせず裁判となる事態に発展した場合は、弁護士等のしかるべき専門家を施設の代理人として立て、その者の指示により対応することになります。その場合、園が直接対応することはできなくなります。

(通知義務)

第28条

- 1 利用契約時に申告した内容に変更があったときは、文書をもって保育園に速やかに通知することを児童の保護者に義務付けます。

(禁止行為)

第29条 以下の行為は、園敷地内及び書面・口頭での陳述では禁止行為となります

- 1 喫煙及び吸い殻の投棄等の行為
- 2 宗教活動、政治活動、営利活動、諸勧誘等に関係するいっさいの行為
- 3 保育園運営に障害が出ると判断される集会、ビラの配布等の行為
- 4 社会福祉法人大希福祉会の役員及び職員に対しての不法ならびに不法に準じる行為、また役員及び職員当該本人が、不快・不安・嫌悪・恐怖・圧迫と認識する行為

(利用契約への同意の範囲)

第29条

- 1 この重要事項説明書の内容への同意は、保護者の代表者の署名をもって成立することとします。従って、署名人以外の保護者、家族、親族等利用契約に利害関係が生じると判断しうるすべての人についても、この内容に同意したと判断することになります。

(内容の改定)

第30条

- 1 この重要事項説明書の内容は、必要に応じ適宜改定することになります。改定した場合は、速やかに保護者に通知することとします。
- 2 改定後の内容に同意できない場合は、改定後の通知が保護者の知るところとなった時点の翌月の14日までに利用契約は解除することになります。
- 3 前項により退園することがきまり、転園等の手続きが行われるまで（ただし最高3カ月の猶

予となります) は、利用自体は同意できない事項を除き利用できるものとします。

(合意所轄裁判所)

第31条

本契約に関する訴訟については、宮崎地方裁判所を管轄裁判所とします。

(協議)

第32条

- 1 社会福祉法人大希福社会及び利用する児童の当該保護者は、園運営に支障のない限りにおいて、本契約に定めがない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、民法その他の法令に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

1号認定児童の教育時間外の一時預かり利用のご案内

今般の、幼児教育の無償化における、新2号認定または1号認定のうち新2号認定にならない児童の、教育時間外の一時預かり利用に関してご案内します。

教育時間外の一時預かり利用についての説明

1. 実施開始

令和1年10月1日からとなります。

2. 対象児童

のぞみ保育園に在籍する3歳以上の1号認定の児童のうち、一時的に保護を受ける児童が対象です。※新2号認定児は無償、認定外は有償になります。

★満3歳児は無償化の対象とならないので、預かり保育料は当該年度末まで無料とします。ただし、重要事項に記載の通り、適切な利用をお願いします。特に土曜日の利用は2・3号認定の場合と同じ対応をすることになります。

3. 実施対象曜日また期間と対象時間

通常開園の月曜から金曜日は、登園時間開始から教育時間を除く延長保育時間開始時刻まで

土曜日、長期休業日等は、登園時間開始から教育時間+教育時間後の時間開始から延長保育時間開始時刻まで

★料金の発生は、教育時間外の利用があれば時間に関係なく450円発生します。

4. 利用開始手続き

園に利用開始希望月の前月20日までに、所定の申込書（別紙1）にて申込手続きをしてください。（利用料金引落とし手続き変更には期限があるためです）

5. 利用料金

（1）利用料金は、利用時間には関係なく、1日あたり450円となります。

（2）利用料金の引き落としは利用日数に関係なく、月極となります。

その上で、月末に於て金額確定後に利用しなかった分の差額を翌月15日頃を目途に現金で払い戻しします。その際に領収書を発行します。

（3）利用料金は、月曜日から金曜日までの週5日間利用する場合と月曜日から土曜日までの週6日間利用する場合で利用料金が異なります。なお、年度内1回でも土曜日を利用する予定がある場合は、月一土利用の料金の申込みとなります。

留意事項

- ① 年度内の変更は原則できません。月一金利用で申込み、土曜日を1回でも利用された場合は、月一土での申込みとなります。
- ② 宮崎市への保護者からの利用料請求は毎月の請求となります。

(4) 利用料金の引落しは以下のとおりとなります。当月分を当月末に支払いとなります。※月途中退園でも月額を支払いとなります。

なお、実際の利用料は以下の金額を年度内月額最大利用額と想定しています。

ア：月一金の場合は、 $450円 \times 22日 = 9900円 \rightarrow 100円返金$

イ：月一土の場合は、 $450円 \times 24日 = 10800円 \rightarrow 200円返金$

利用する曜日	M-net 引落金額
月曜日から金曜日	月額10,000円
月曜日から土曜日	月額11,000円

(5) 新2号認定から外れた場合

新2号認定外は、上記(4)の利用料金ア・イは全額本人負担となります。

(6) 育児休業取得期間中の場合

★無償の対象になる・ならないがあります。

育児取得1年目と2年目がきりん組の場合は無償の対象になります。2年目がつきぐみ・りすぐみの場合は新2号の対象になりません。

6. 利用料の精算の説明

発生した利用料は、毎月の利用について、園から宮崎市に請求します。(これを請求払いといいます)

利用料金の引落しは、従来の保育料の場合と同じ手続きになります。当月分を当月末に支払いとなります。※月途中退園でも月額を支払いとなります。

なお、精算については以下の手続きとなります。

- ① 卒園・退園児童は、3月25日締で支払う 3月引去り額は要確認
- ② 4月在園・新規は、年度末締、4月20日までに支払う
- ③ 年度途中退園は、個々の事情に合わせて、個別に手続きする形になります。

なお、実際の利用料は以下の金額を年度内月額最大利用額と想定しています。

(別表3)

保護者の皆様へ

(児童別)

のぞみ保育園

園長 近藤 美佐子

給食費の保護者からの収納について (新規 ・ 変更)

いずれかに○を付けてください

既知のとおり、2019年10月からの保育料無償化に伴い、給食費のうち、副食の食材料費を保護者から直接お支払していただくことになりました。

なお、料金は、事前の説明会で説明したとおりでお願いします。下記の申請書のご提出をお願いします。(収納は従来のM-NETを活用し、当月分を当月払いで処理します)

提出期限 月 日 () 夕方のお迎えまでに

保護者氏名

印

お子様の名前

(いずれかを○で囲んでください)

利用曜日 / 認定号数	2号	1号
月一金利用	3,750円 / 月額	500円 / 月額
月一土利用	4,500円 / 月額	600円 / 月額

- ※1 土曜日を年度内1回でも利用する場合は、月一土の選択になります。
- ※2 利用の曜日(月一金か月一土)の変更申請は同一年度内ではできません。
- ※3 満3歳児が、3号→1号になった場合は、1号当該月から1号の料金を適用します。
この申請書で変更申請を再度行ってください。
- ※4 2号と1号の料金の差額は、それぞれの保育料により設定した金額です。
- ※5 卒園までに申請内容に変更が無ければ当初の申請書の内容を有効とします。
変更申請の場合は、前月25日までに手続きをお願いします。
- ※6 月途中の退園等を含め、日割り計算での返金等はできません。(月額分徴収します)

理事長	施設長	事務	担任

のぞみ保育園入園利用契約書

私（甲）
は、社会福祉法人大希福社会幼保連携型認定こども園のぞみ保育園（乙）との間で、乙が提供する幼児教育・保育の利用に関して、契約を締結します。なお、利用開始に当たり、入園のしおり、重要事項、サービス内容について確認をしています。

利用対象児童氏名
契約者（甲）との関係

利用する要保育認定の号数
号認定

利用契約開始日
平成 年 月 日 から

利用契約日
平成 年 月 日 *入園前の日付の記載となります

契約者（甲）住所

保護者代表

氏名

印 *自署押印をお願いします

契約者（乙）住所
宮崎市大島町畑ケ田1080

社会福祉法人大希福社会

幼保連携型認定こども園 のぞみ保育園

代表者名
園長 原田秀幸

印

*印字押印となります

重要事項説明に関する同意書

平成 年 月 日

のぞみ保育園入園利用契約に関して、入園する児童の保護者として、重要事項説明書ならびに園の日常利用に関する同意書の内容をチェックし、同意するものとします。

保護者代表者氏名

印 *自署押印をお願いします

1号認定幼稚園型預かり保育利用申告書

31年度利用申請 保護者氏名

利用対象のお子様のお名前

() ()

申告内容(いづれかに○囲い) 1番目・2番目 土曜日 有・無

利用料金表(該当金額欄を○囲い)

	在園児利用(1人あたり)	
	1番目	2番目
	預り保育	預り保育
単価	450/1日あたり	450/1日あたり

預かり利用時間に関する留意事項

- * 1: 土曜日は利用時間すべてが預かり保育利用になります
- * 2: 18時15分以降の延長保育時間は別料金となります
- * 3: 利用料金には給食費(副食とおやつ代)は含みません * 下段料金確認
- * 4: 土曜日等行事開催は無料対象額以上の追加料金は発生しません
- * 5: 就労等保育に欠ける場合は土曜日は原則預かりません

* 給食費月一金500円です

* 給食費月一土600円です

* 長期休暇期間は平日でなく、土曜日と同じ扱いになります

利用時間と利用額の確認と精算について

★1 利用料は、宮崎市から園への代理受領で行われます。保護者からの実際の徴収は発生しません

★2 利用料の上記代理受領のため、毎月利用時間確認の所定の確認の手続きをさせていただきます

利用実績記録簿(上段に予定記載、中段に実績を記載、下段に差の時間を記載、それに対して本人確認印) 4-9月は10月に、10-3月は3月に精算

精算書類作成前の確認のための表 ※予定の時間を前月15日までに記載して提出をお願いします

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
予定	日	日	日	日	日	日	日
実績	日	日	日	日	日	日	
差	日	日	日	日	日	日	
保護者 確認印							

1号認定預かり保育利用申告書

31年度10月—3月分利用申請 保護者氏名

利用対象のお子様のお名前 (くみ)

申告内容(いずれかに○囲い) 1番目・2番目

利用料金表(該当金額欄(合計部分)に○囲い)

	在園児利用(1人あたり)引去り	
	1番目	2番目
	預り保育	預り保育
月一金	10,000	10,000
月一土	11,000	11,000

預かり利用時間に関する留意事項

- * 1: 利用料は、当月分の保育料を当月末日に収納します。
- * 2: 18時15分以降の延長保育時間は別料金となり
- * 3: 利用料金には給食費(副食とおやつ代)は含みません
- * 4: 土曜日本児童対象の行事開催の場合は料金は発生しません
- * 5: 就労等保育に欠ける場合は土曜日は原則預かりません

* 預かり保育料金は日額単価450円、教育時間を除く時間帯を利用すれば時間に関係なく450円発生します
 * 給食費(副食とおやつ代)は、月一金が500円、月一土が600円です。主食代は別途1000円発生します
 ※土曜日の預かり保育時間帯: 土曜日は利用時間すべてが預かり保育利用になります

利用実績	9月30日	3月31日
保護者確認印		

利用実績記録簿: 当月分を当月末日に収納します。引落不能の場合は翌月半ばになります。以後2か月までが期限です。
 利用料金: 収納後に実費との差額を翌月返金します。その際に毎月確認印をお願いします。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
日数							
金額							
確認印							

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数							
金額							
確認印							

保護者保育園関係諸費一覧

別表1

*常態の保育園利用に関係する費用が載っています。ただし、これ以外に発生する費用もあります。都度予めご連絡します。

項目	金額	備考	収納または支払い時期
★父母の会費	250	収支予算が設定されています。*3	年に一回12月に収納
	100	保育料収納手数料相当額です	
	250	定価との差額は園負担となります	
★帽子	930	1歳のクラスから購入、2→3歳に上がる時期に再購入が必要です	★印のあるものは必ず購入をお願いします。 入園当初、または適齢期になった場合、父母の会費納入時に支払の場合があります
★制服上	8,000	4歳児クラスから導入	
★制服下(ズボン、キュロット)	4,800	4歳児クラスから導入	
★通園かばん	3,600	3歳児クラスから導入	
★スモッグ	1,512	1歳のクラスから購入しています。	
★体操服上	1,442	1歳のクラスから購入しています。	
★体操服下	1,298	大きいサイズは価格が別になります。	
尿検査パック*2	100円程度	失敗時の再購入費用です	
写真代	1枚50	お子様の写真*希望者のみ購入*プロ撮影は1枚80円	随時(時季ごと)に掲示します)
預かり保育利用料		別表で確認してください	毎月収納、半期に一度精算
年末保育利用料	300~500円/1時間	詳しくは入園のしおりをご確認ください	利用終了時

■購入物品はすべて代金引換でお渡しします。*おつりが出ないようにしてください。

*1:年2回ある採尿検査時の容器代で、失敗した場合の再購入の再購入時にお支払い頂きます。

*2:収支計算書で内容をご確認願います。

*3:★印のモノは保育業者から仕入れられています。価格が変動する場合があります。

★印の付いているモノは集団での園外保育で保育士が児童を把握するため購入を義務付けています。

今後支払のお願いを予定している費用

項目	金額	備考	収納または支払い時期
子ども保険加入保険料	1年間更新 4000円から8000円	子ども間のトラブルに関する責任賠償・本人傷害保険	1年間の分割払調整
保護者支払システム利用料	1ヶ月あたり 未定	設備・システム導入・維持管理費用へ充当	残りの園期間で分割調整
防犯・警備セキュリティ利用料	1ヶ月あたり 未定	防犯・警備システム費用へ充当	残りの園期間で分割調整

制服等の導入の目的は

1. のぞみ保育園の園児ということを意識してもらうためと園に愛着を覚えてもらうために導入をしています。
2. 同じ制服を着ている児童同士の連帯感を高めたり、生活習慣や規律を高める効果を期待して導入をしています。
3. 着用することで園を特定する目的があります。特に、園外活動の際の他園との容易な見分けに役立っています。

通園かばんと制服の値段について *ズボン・キュロット・スカートいずれかとジャケットの組合せです

項目	購入価格	支払1回目 3歳児8月	支払2回目 3歳児2月	支払3回目 4歳児8月	支払4回目 4歳児2月	支払5回目 5歳児8月	支払6回目 5歳児2月
通園かばん	3,600	600	600	600	600	600	600
制服上ジャケット	8,000			2,000	2,000	2,000	2,000
制服下半ズボン	4,800			1,200	1,200	1,200	1,200
制服下キュロット・スカート	4,800			1,200	1,200	1,200	1,200
納入金額合計		600	600	3,800	3,800	3,800	3,800

留意事項

- ① 途中入園の場合は、初回で金額を調整し、途中退園の場合は、退園月に購入残額を一括で納入していただきます。
- ② 制服の上下2着目を購入する場合の支払方法についてはご相談をお願いします。
- ③ 活動中に転倒、ひっかけ、鉤裂きその他の事由で破損、汚れた場合などは、原則保護者の側で修繕等負担をお願いすることになります。
- ④ 制服の譲渡などは、基本的に保護者同士で行うようにお願いします。
- ⑤ 暑い時は、白いポロシャツを制服の上として着用をお願いします。(原則白のポロシャツ以外は不可となります。指定はありません)

父母の会費を含めた諸費の合計 (3歳児～5歳児)

項目	3～5歳累計	3歳児8月	3歳児2月	4歳児8月	4歳児2月	5歳児8月	5歳児2月
父母の会費	18,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
給食代	28,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
制服・かばん	21,200	600	600	3,800	3,800	3,800	3,800
保育料引落手数料	7,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
納入金額合計	75,200	9,600	9,600	12,800	12,800	12,800	12,800

その他の費用 (詳しくは入園のしおりでご確認ください)

代表的な例

体操服上下・スモッグ・帽子は、購入代金全額と商品の引き換えになります

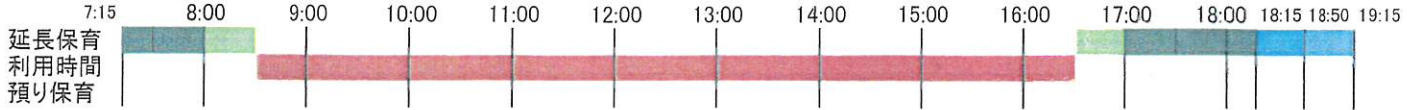
観劇代は、4・5歳児が対象です。観劇開催が近づいたらお知らせをします。代金は、観劇費用の一部に充当します。

バス代は、5歳児が対象です。園外保育のバス・タクシー代の一部に充当します。5歳児2月頃に納入をお願いしています。

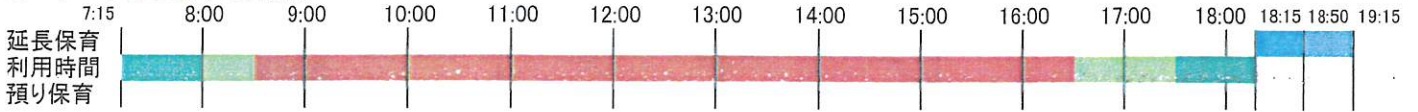
要保育認定別、園対応状況別利用分別表

別表3-1

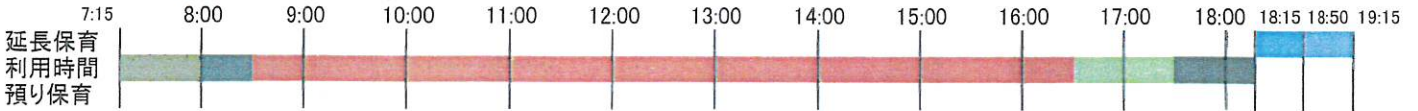
①2号・3号保育短時間利用 *土曜保育利用含む



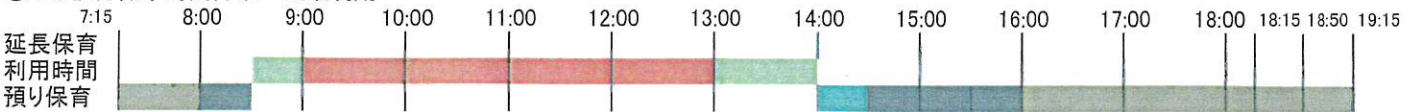
②2号・3号保育標準時間利用



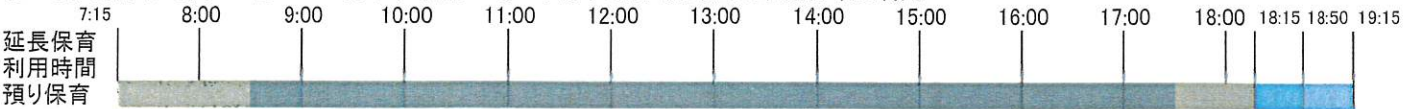
③2号・3号保育標準時間利用土曜保育



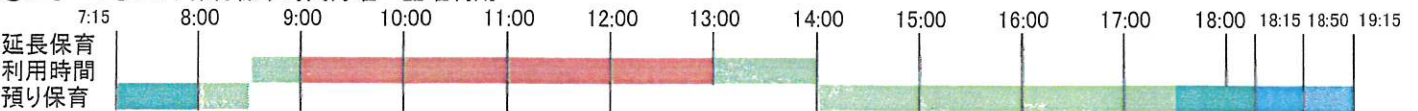
④1号教育標準時間月曜—金曜利用



⑤1号教育標準時間・土曜レスパイトケア利用・2号3号標準時間・短時間土曜保育希望利用

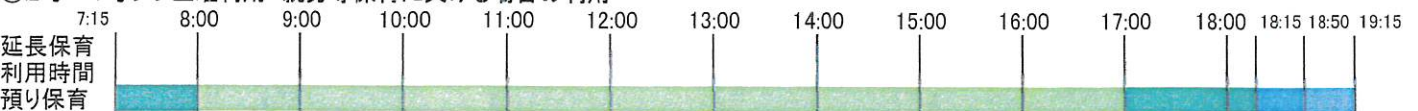


⑥2号→1号シフト保育標準時間月曜—金曜利用



おぞみ

⑦2号→1号シフト土曜利用 就労等保育に欠ける場合の利用



表の説明

利用時間の帯は、月額保護者保育料のみとなります。

延長保育の帯は、2号・3号認定の児童向け、預り保育の帯は、1号認定の児童向けに利用料金が別途発生します

法律で定められている利用時間帯

通勤・残業等で考えられている利用時間帯、特に内容を保育園から尋ねる事はありません

通勤・残業等で考えられている利用時間帯、場合により内容を保育園から尋ねる事があります

通勤・残業等で考えられている利用時間帯、都度内容を保育園から尋ねる事があります

1号認定は預かり保育対応、それ以外は、通勤・残業等で考えられている利用時間帯、勤務証明の提出を保育園からお願いする場合があります

無色は、利用できません

延長保育の6:15～6:55分の利用、季節により空調料金の割増があります

延長保育の6:56～7:15分の利用、季節により空調料金の割増があります

利用料金 1カ月利用を25日と設定しています(週休二日の場合20日から24日の利用を想定しています)

詳細は、別紙料金表を参照してください

一日の保育時間の流れ(デイリープログラム)

別表3-(2)

時間	3号0・1・2歳	2号3歳	2号4・5歳	1号3歳	1号4・5歳
7:00					
7:15		順次登園		午前の預かり保育時間活動開始	
7:30					
7:45					
8:00					
8:15				午前の預かり保育時間活動終了	
8:30				順次登園	
8:45					
9:00					
9:15	朝の集まり		サークルタイム		
9:30			幼児教育活動		
9:45	朝のおやつ				
10:00					
10:15	保育活動				
10:30					
10:45					
11:00					
11:15			給食タイムはじまり		
11:30					
11:45					
12:00	給食タイムおわり				
12:15	着替え・トイレ		給食タイムおわり		
12:30	後睡開始	着替え・トイレ		着替え・トイレ	
12:45		休憩・後睡開始		休憩・後睡開始	
13:00					
13:15			午後の活動	順次降園	
13:30				午後の預かり保育時間活動開始	
13:45					
14:00					
14:15					
14:30	起床・着替え				
14:45	午後のおやつ	起床・着替え		起床・着替え	
15:00			午後のおやつ		
15:15					
15:30					
15:45					
16:00					
16:15		順次降園			
16:30					
16:45					
17:00					
17:15					
17:30					
17:45					
18:00					
18:15				午後の預かり保育時間終了	
18:30		延長保育時間活動開始 (軽食提供)			
18:45					
19:00					
19:15			延長保育時間終了		

- 一日の利用時間帯について ● 1号認定の学期の区割りと長期休暇期間について
- 1号認定標準時間: 月—金曜日の午前9時から午後1時までの4時 土曜日は預かり保育対応
- 2・3号認定標準時間: 月—土曜日の午前8時15分から午後8時15分までの11時間のうちの8時間
- 2・3号認定短時間: 月—土曜日の午前8時15分から午後4時15分までの8時間
- 1学期: 4月1日から7月20日 2学期9月1日から12月22日 3学期1月4日から3月31日とする
- 1号認定の夏季休暇は7月21日から8月31日 冬季休暇は12月23日から1月3日の期間とする

遊具における事故と安全確保の基本的な考え方 3-1 遊具の安全確保に関する基本的な考え方

遊具の安全確保に当たっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とする。公園管理者は、リスクを適切に管理するとともに、生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらす事故(以下、「重大な事故」という)につながるおそれのある物的ハザードを中心に除去し、子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努める。子どもと保護者は、遊びには一定の自己責任が伴うものであることを認識する必要がある、保護者は、特に、自己判断が十分でない年齢の子どもを安全に利用に十分配慮する必要がある。公園管理者と保護者・地域住民は、連携し、子どもの遊びを見守り、ハザードの発見や事故の発生などに対応することが望まれる。

遊具に関連するリスクとハザードは、それぞれ物的な要因、人的な要因とに分けることができる。例えば、通常子どもが飛び降りることができる遊具の高さは物的リスクであり、落下防止柵を越えて飛び降りようとする行為は人的リスクである。一方、遊具の不適切な配置や構造、不十分な維持管理による遊具の不良は物的ハザードであり、不適切な行動や遊ぶのには不適切な服装や持ち物は人的ハザードである。

JPFA- SP- S:2014

ハザードレベル 0: 傷害をもたらす物的ハザードがない状態 ハザードレベル 1: 軽度の傷害をもたらすハザードがある状態



ハザードレベル 2: 重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態

ハザードレベル 3: 生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態

保育無償化

給食費の扱い焦点に 政府「実費負担を」

現行の給食費の負担方法

		主食費 	副食費 
幼稚園		実費	実費※
保育所	3〜5歳	実費	保育料に含む※ (月4500円)
	0〜2歳	保育料に含む※ (月3000円)	保育料に含む※ (月4500円)

※低所得世帯などへの負担軽減あり

来年10月に始まる幼児教育・保育無償化を巡り、給食費（食材料費）の扱いが焦点となっている。

幼稚園の現行の給食費は、保護者負担だが、保育所では保育料の一部に組み込まれており、無償化で保育料がゼロになると、実費を取っている幼稚園との間で不公平が生じる。政府は給食費を無償化の枠外にして実費徴収したい考えである。

現行の給食費の負担方法

(参考)

幼児教育・保育の無償化に伴う運営規程の変更例について

特定教育・保育施設運営規程（参考様式）

（利用者負担その他の費用の種類）

- 第10条 特定教育・保育を提供した際は、**教育・保育給付**認定保護者から**市町村が定める特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受ける**ものとする。
- 2 法定代理受領を受けないときは、**教育・保育給付**認定保護者から、特定教育・保育基準費用額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業**並びに特定子ども・子育て支援施設等**の運営に関する基準第13条第2項に規程する額をいう。以下同じ。）の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と、特定教育・保育費用基準額との差額として、別表1に掲げる費用の支払を受けるものとする。※1
- 4 特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、**別表2に掲げる費用**の支払を受けるものとする。※2

※1 利用者から特定負担額（条例第13条第3項）を求める場合は必ず記載。

※2 利用者から実費に係る費用（条例第13条第4項）を求める場合は必ず記載。

別表2

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
2号認定の給食費 ※3歳児クラス以上	2号認定子ども（3歳児クラス以上）に係る給食費	月額 5,000円 (内訳) 主食費 500円 副食費 4,500円
△△費		月額 円
□□費		年額 円

<例>内容、負担を求める理由及び目的

- ・ 1号認定・2号認定子どもに係る給食
- ・ 制服代、教材費
- ・ 園バスによる送迎費（燃料費、車両減価償却費、運転手人件費等）

コメントの追加 [Administr1]: 従来の認定（1号2号3号）は、名称が変更されました。

『支給認定』⇒『教育・保育給付認定』

コメントの追加 [Administr2]: 新制度移行の際にお示ししている市の参考様式どおりに記載していれば、このような『市町村が定める利用者負担額』という表現になっていると思います。

無償化によって、1号認定及び2号認定（3歳児クラス以上）などの無償化対象となる者の『市町村の定める利用者負担額』は、『0円』となりますので、この表現であれば、特段変更することはありません。

コメントの追加 [Administr3]: 従来の認定（1号2号3号）は、名称が変更されました。

『支給認定』⇒『教育・保育給付認定』

コメントの追加 [Administr4]: 令和元年10月1日から基準の名称が変更されます。

コメントの追加 [Administr5]: 副食費の実費徴収等を別表2に記載している場合の表記です。

コメントの追加 [Administr6]: 新たに2号認定子どもに係る給食費の記載が必要です。

副食費の免除がありますので、主食費と副食費についても（内訳）として記載をお願いします。

(参考)

幼児教育・保育の無償化に伴う重要事項説明書の変更例について

重要事項説明書（参考様式）

11 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、教育・保育給付認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

※1号認定子ども及び2号認定子ども（3歳児クラス以上）の場合、市町村が定める保育料は0円となるため、支払いはありません。

※2号認定子ども（2歳児クラスまで）と3号認定子どものうち、市民税非課税世帯の場合、市町村が定める保育料は0円となるため、支払いはありません。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

別表

実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
2号認定の給食費 ※3歳児クラス以上	2号認定（3歳児クラス以上）の給食費 （主食費及び副食費）	月額 5,000円 （内訳） 主食費 500円 副食費 4,500円
▲▲費		月額 円
■■費		月額 円

コメントの追加 [Administ1]: 従来の認定（1号2号3号）は、名称が変更されました。

『支給認定』⇒『教育・保育給付認定』

コメントの追加 [Administ2]: 新制度移行の際にお示ししている市の参考様式どおりに記載していれば、このような『市町村が定める利用者負担額』という表現になっていると思います。

無償化によって、1号認定及び2号認定（3歳児クラス以上）などの無償化対象となる者の『市町村が定める利用者負担額（保育料）』は、『0円』となりますので、この表現であれば、特段変更することはありません。

コメントの追加 [Administ3]: 本来記載の必要はありませんが、保護者への説明において、保育料無償の記載をしたい場合は、このような対象者の保育料が無償という表現を加えるとよいと思われます。

コメントの追加 [Administ4]: 新たに2号認定子どもに係る給食費の記載が必要です。

副食費の免除がありますので、主食費と副食費についても（内訳）として記載をお願いします。

(4年度) のぞみ保育園 入園の利用に関する同意書

↓
□をチェックしてください

保育園の利用に際しては、お子様の園生活をより良いものにするために様々に取り組み対応しています。その中で、保護者の皆様に多くのお願い事をしています。以下に記載している内容は、事前に同意を頂きたい内容です。その同意が入園の条件です。なお同意は、項目ごとにチェックボックスにチェックをするか、利用契約書の署名欄にあるチェックボックスに署名をするかのいずれかをお願いします。

重要事項説明書の内容については同意が原則となります

直接利用契約においては、別紙にある重要事項説明書に記載されている内容についてすべて承諾の同意を得ていることが契約の前提となります。不承諾の内容があれば契約はできません。なお、重要事項説明書の内容は、問題や不具合等が生じた場合は、内容を変更する可能性があります。変更した内容について承諾が得られない場合は、契約の続行ができません。その場合は退園となる場合があります。了解願います。

利用契約は、園との直接契約になり、保育料も園に直接納めます

認定子ども園のぞみ保育園は、保護者との直接契約になります。保育料は、園への収納となり、自動引落の手続きをお願いします。なお、保育料が満額支払えない場合の猶予期間は3カ月を超えられません。転園の対象となりますのでご留意願います。

保育料は金融機関の自動引落手続きを原則とします

保育料、預かり保育料等は原則金融機関の自動引落を原則とします。また、将来的には不定期に納入していただく代金等も自動引落で手続きしていただく場合があります。この場合、個別の要望等に対応できない場合があります。ご承諾をお願いします。

保育料等の納入は宮崎県内に本店のある教育M-NET指定となります

教育M-NETの利用で手続きとなります。従いまして、宮崎県内に本店のある金融機関の口座をご用意いただき、その口座から当月分を月末（月末が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）に手続きとなります。必ず事前に入金をお願いします。あの手数料（現行97円、消費税10%適用後99円）は保護者が負担します。

要保育認定に関係する変更事項は、速やかに園へご連絡をお願いします

要保育認定の判定に必要な内容について変更が生じた場合（就労内容の変更等）は、速やかに園へご連絡をお願いします。万一、連絡が遅れた場合で保育の続行に支障が生じる場合は契約解除となる場合があります。

1号から2号への移行不可、1号への移行・変更の制限について（1-2）

1. 入園の際に、1号認定を選択した場合で、保育料に関して有利な条件等の喪失で2号認定に変更するなどの状況が発生した場合でも、変更は原則認められません。
2. 3号から1号、2号から1号に移行を希望しても定員を満たす場合は移行できません。同時期に希望者が利用枠を上回る場合は、抽選となります。

発達障がいの場合は、受け入れできない場合があることについて

利用後も含めて、発達障がいの状況により専門医の判断の有無に関わらず、保育園側で保育が困難と判断した場合は、利用開始や利用継続をお断りする場合があります。

入園後に判明した場合は退園をお願いする場合があります。大切な命をお預かりします。適切に保育環境を用意することがお子様の発達・成長に大事です。それができなると判断したのに継続して利用することは問題があると考えてのお願いです。

アレルギー食の対応についてと受け入れできない場合があることについて

給食等で除去を行う行為は医療行為となっています。必ず保育園の所定の手続きによる医師の指示書をご提出頂いての対応になります。アレルギー対応に限らず、保護者からの「嫌いな食物の除去の」依頼には応じられません。

また、保育園からアレルギー対応の医療機関で円滑な対応ができない病院の場合は、病院の変更をお願いする場合があります。

なお、アレルギーが判明した場合、アレルギー対象の児童の数などが調理や配食を対応できる状況を超えている場合は、入園できないまたは退園の場合があります。

預かり保育利用時間について虚偽の申告は認められません

預かり保育の利用時間については、自己申告を基本としています。従って、利用時間に関しては、故意の過少申告はしないようにお願いします。園が過少申告ではないかと認識した場合は利用状況を確認する場合があります。その場合は確認に対して協力をお願いします。くれぐれも高圧的威圧的な対応をされないようにお願いします。もしそのような場合があったと園が判断した場合で利用契約の継続が困難と判断した場合は、判断した直後の月末で退園となる場合があります。

送迎について

送迎については、市役所や施設に提出する入所申込書または、預かり保育の申込書に記載されている保護者の方が送迎をすることを原則とします。*園に直接送迎をお願いしています。万一、それ以外の方のお迎えの場合は、いかなるトラブル等が生じても一切お受けできないことをご了解の上ご対応となります。

保育時間帯に常時連絡が付く状態にしてください

38. 0度以上の発熱が発生した場合は、連絡メール発信時を起点として、30分以内（39度以上では20分以内）のお迎えをお願いします。（熱性痙攣等の危険があるため）、万一对応が困難な場合は、状況により多少時間の調整には応じる場合があります。（あくまで原則は30分です）その場で連絡を園に入れてご相談ください。また、入園前に保育園が利用している病院リストを入園のしおりでご確認をお願いします。掲載している病院への搬送（緊急時には別の病院に診察搬送前に保護者に電話で同意をとるようにしています）の対応しかできません。

保育に欠けない場合の利用について（1）

平成26年1月15日に開催された子ども子育て会議において、「子育ての第一義的責

任は保護者が有するものである」と会議で出されています。お子様との愛着形成が十分でないとい園が判断した場合で、利用日数、利用時間が過度になっていると園が判断した場合は、愛着形成の時間確保を依頼するため保育をお断りする場合があります。

保育に欠けない場合の利用について（２）

月曜日～金曜日のフルタイム就労における土曜日の利用の制限について、子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たすことを了解すること。そして保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用することを了解すること。

保育に欠けない場合の利用について（３）

市役所への保育利用申請で「保育に欠ける」とした事由でなければ、保育園側が利用をお断りする場合があります*特に土曜日が保育に欠けない場合は、月に1回のレスパイトケア以外は保育をお断りします。*行事等で保育園側が参加のお願いをする場合は除きます。また、年末保育は原則保育に欠ける場合のみ受入れをします。運動会、年長組のお泊りキャンプ等通常保育ができない場合は、園でのお預かりができません。

保育に欠けない場合の利用について（４）

保護者が父母の両方おられる場合で、父母のいずれかが保育に欠けない状況であれば、特に土曜日に関しては、保育園側が利用をお断りする場合があります。

産休・育児休業中の利用について

育児休業申請での保育園利用は、1日8時間、週40時間を利用時間の限度としています。*児童福祉法、子ども子育て支援法、認定子ども園法の規定により。この場合、特に行事等での参加を除き、年齢の下のお子様とのふれあいだけでなく、上の年齢のお子様との愛着関係の形成にご配慮をお願いする関係で40時間を超えての土曜日の通常保育の利用は前述のレスパイトケア以外は認められません。その点について十分にご理解をお願いします。どうしても利用を希望される場合は、事前に園にご相談をお願いします。過度の利用については、園からお尋ねをする場合があります。その場合はご対応についてご協力をお願いします。

保育に欠けるか曖昧な場合の確認について

職業によって、「保育に欠ける」が曖昧になる業種があります。（一例：生命保険、損害保険会社の契約社員、家族経営の自営業の従業員など）これらの業種の方には、他の利用者との公平性を確保するため、当日の就労について確認をする場合があります。

研修等で通常配置ができない場合は保育に欠ける場合のみ預かります

土曜日保育については、研修や職員旅行等で通常の保育教諭の配置ができない場合は、「保育に欠ける」児童の方以外は利用をお断りします。ご協力をお願いします。

体操服・帽子・スモッグの着用について

園庭、園外の活動でお子様の安全を確保する必要がある場合も含め、保育士がお子様の居場所を把握するために、園指定の体操服・帽子・スモッグの着用をお願いしています。それらをご購入いただき用意することが入園の前提となっています。

また、服装を指定した活動で、服装の対応が無い場合は、活動への参加ができないことをご了解いただきます。

清潔な服装や状態で登園することについて

登園時にお子様の服装が清潔でない、服装が昨日の服装と同じ、体臭がする、衛生的でないなど客観的に判断してそのように思える場合は、当日お預かりできない場合があります。また長期間続く場合は、退園をお願いすることになります。

服装・履物の着用について

園では様々な活動などにより、汚れても仕方ない、破れても仕方ないという服装や履物で生活をお願いすることになります。高価なもの、思い入れがある等貴重なものを園生活で利用することはできません。それらについて損害賠償の請求はお受けできませんので承諾をお願いします。

園生活のすべてのモノ（衣服・くつ含む）に名前を記名することについて

園生活のすべてのモノについては、お子様の名前を記入してください。記入がない場合は、保育園で記入させていただきます。その際、保護者への連絡なしに記入したりすることへのクレームを出すことはできません。それに関して不快な思いをお互いがしないよう必ず記名はしてください。

携行品について

園に持参するすべてのモノを対象に、不要なモノを付けてきたり、持ってきたりすることはできません。そういうモノが万一破損したり、紛失したりしても損害賠償の請求には応じられませんので承諾をお願いします。不要なモノは持ってこないようお願いします。

制服・通園バッグの導入について

園としては、認定こども園の趣旨の体裁を整えていく方向です。通園バッグ導入を3歳児クラスから、制服は4歳児クラスから行います。途中入園の場合も購入が絶対です。退園の場合は、入金残額を退園時までには支払を完了してください。

行事参加のケガ等への対応について

保護者や家族などが参加する行事（運動会や親子遠足など）については、万一の事故等に備え傷害保険に加入します。この場合、保険の範囲内での対応になりますので、必ず内容を確認し、同意の上参加をお願いします。同意がない方の参加はできません。

行事内容の廃止や変更について

毎年行事内容については、見直し等を行い、内容の変更や廃止、追加などを行うようにしています。行事は園生活の教育・保育活動の一環として行いますので、その趣旨

をご理解いただき、改編することについては承諾をお願いします。

毎日の利用の開始と利用の終了の時刻について

利用時間の開始は、9時30分以前は、利用する子どもが朝当番の保育教諭に引き渡された時刻、9時30分以降はその日のクラス担任に引き渡された時刻を原則とします。利用時間の終了は、16時以前は利用する子どもと保護者が夕当番の保育教諭に帰りの挨拶をした時刻、16時以降はその日のクラス担任に帰りの挨拶した時刻を原則とします。時刻の基準は、園庭にあるソーラー時計の時刻を基準とします。
なお、この内容は、将来新たなシステムの導入等により変更される場合があります。

預かり保育時間の利用時間の申告と精算について（1—6）

1. 利用時間の申告は、自己申告とします。申告内容に明白なかい離があると判断した場合は、園から保護者に修正申告を求める場合があります。この場合はしんし的な対応をお願いします。
2. 利用時間の計算は、利用開始と終了の間の時間量により計算し、申告をします。
なお、時間の境界は1分でも開始時間を過ぎた場合は、預かり保育、延長保育の料金適用となります。（機械式の料金精算と同じ考え方です）
3. 1号認定の預かり保育時間の精算は、月の初めから月末までを集計し、翌月5日までに保護者から園へ所定の用紙で申告し、園が確認をします。
4. 2・3号認定の短時間預かり保育時間の精算は、月の初めから月末までを集計し、翌月5日までに保護者から園へ所定の用紙で申告し、園が確認をします。
5. 精算は、利用契約当初に予定利用に応じて申告した金額を保育料と同時に当月分を精算します。その上で半年ごとに、実際に申告した量と予め申告した量の差額で超過が生じた場合は4月—9月分は10月に、10月—3月分は4月に精算します（なお、卒園と退園の場合のみ、当該月の月末に精算をします。
6. 精算は自動引落としを原則とします。なお、現金での精算が止む無き場合は、おつりが発生しないように収めることを義務とします。
7. 退園等で引落としの停止が間に合わない場合があります。（引落としの停止は、保護者の方が金融機関に停止の申請をしてもらうこととなります）その場合は、翌月15日以降に所定の確認ができたあとに保育料等を現金または振込にて返還することになります。

利用時間以外の園敷地における保護者の責任について（1—4）

1. 保護者は、利用開始以前と利用終了以後の時間帯では、子どもの保育についてすべての責任を負うものとします。従って、本園は、一切の責任を負うものではありません。
2. 毎日の園の利用開始・終了では、保育園利用と関係のない行為により保育園ならびに

他の利用者の迷惑や事故等につながる状況にならないように、適切な対応を保護者には義務付けることにします。

3. 保育時間の開始と終了の時刻の外にある時間における利用する子どもの保育の責任は、保護者に帰することになります。保育園はいつさい責任は負いません。
 4. 保育時間と関係のない時間で、遊具が正常な状態に無い場合も含め、園庭において事故や怪我などが発生しても、保育園はいつさい責任は負いません。
- * 1 破損等遊具が正常な状態に無い場合でその事態に職員が気づき、しかるべき処置を講ずる途中にある場合があるため。
- * 2 破損等遊具が正常な状態に無い場合の原因が、当該事故発生直前に第三者によって引き起こされる事態があるため。

ご家庭で起きたケガ・負傷に関する登園時の保育園への告知について

保育園に告知せずお子様を預けられる状況がよくあります。保育園としては何も聞かされていない状況で遊んでいて（一例として、足の裏の軽い裂傷に絆創膏を貼っていたとのことですが、靴下も履かず、絆創膏も無く、裸足で靴を履いて砂場で遊び、砂が傷口に入っていた）保育者が発見した場合に、砂が入ったことは保育園で起きたのだから・・・というトラブルが5年ほど前にありました。22年度も同じような負傷があつて届出がなかった事例が出ました。

降園後に気付いたお子様のケガへの責任の所在について

園で起きたか不明なケガについてトラブルになる場合がよくあります。当日、お帰りの挨拶後に負傷などを見つけた場合で、そのケガの原因が不明な場合は、保護者の側で治療費等を負担していただくこととなります。降園のあいさつ時には、お子様の様態について十分にご確認をお願いします。

事例：脱臼・アザ・足裏などの裂傷・虫刺されなど

転倒などによる、口腔内のケガ、歯の損傷などについて

子どもたちのケガ等で一番多いのが、転倒や転落した際に、手を着かずに直接顔面を打ってしまうケースが多いことです。

そのために、口腔内のケガや歯の損傷があります。これについては、他人から押されてなどの状況も含め、治療については、宮崎市乳幼児医療制度ならびに園保険の対象の範囲内での対応とさせていただきます。

特に、自分で転倒した場合でも、園に過度の要求をするケースも見られますので、そういうことが無いように、予め保護者の方にはご了解を賜ったものとして対応させていただきます。

◆本件に関するトラブル事例

25年2月に発生した事故では、お子さん自身で転倒して、口腔内を転倒で裂傷した際に前歯が欠損したかもしれないということで、裂傷の治療と合わせて歯科医に診療しました。実際は歯科医の判断も曖昧でしたし、一方で、咬合による擦り切りで歯が磨耗したと判断できる状況も他方で見受けられましたので、保護者に説明をしましたが、納得されずに、保育士の対応（言

動)が悪いということで退園された事例があります。

園敷地内の保育時間外の事故・トラブルにおける園の責任について (1-3)

1. 保育時間帯、行事開催時間帯、保育時間外のすべてにおいて、保護者が利用する子どもの保育の責任者である場合は、子ども同士の事故による損害賠償については、保護者の責任に帰するものであり、保育園はいつさいの責任を負う立場にはありません。
2. 駐車場利用に関する事故・盗難等のトラブルに関しては、本園は一切の責任は負いません。
3. 第1項ならびに第2項に関して保護者間で争議等に発展した場合、またさらに裁判等に発展した場合は、本園役員・職員が関与することは、通常業務に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、一切の関与はできません。

園生活時間におけるお子様への薬の与薬の対応について

薬の与薬がやむ無く生じる場合も必ず依頼書と薬を同時に直接保育士にお渡しください。*薬は医師もしくは薬局の処方箋があり、当該疾患発生時のみの薬に限ります。以前に処方された薬の与薬は対応できません。原則お薬手帳の写しをご提出頂きます。

感染症時の対応について

感染症への対応は、登園基準を遵守しての対応が原則です。それに違反して利用をすれば、退園となる場合もあります。また、結膜炎や中耳炎、水いぼ、シラミなどについては、それぞれの専門医の診察を原則でお願いします。また、保育園は感染症拡大の場であり、自分のお子様^に感染する可能性があることを予めご理解願います。

連絡帳がお子様のものかの確認について

園児のかばんに入れたあとに、園児が保育者の知らないところで出して他の園児のものが誤って入っていたということがありました。保護者の方の通報と丁寧なご対応でその後のトラブルが防げます。降園時に必ずご確認をお願いします。

毎日の保育内容は、予定と変更する場合があります

毎日の保育活動は、予め活動スケジュールを前月末日までにお知らせします。ただし、実際の活動当日、天候、感染症、保育者の欠勤、研修参加等で内容の変更が生じる場合があります。さらに結果として、提供できない内容も出てくる場合があります。了解願います。

体育遊び等保育サービスの実施の終了が出る場合について

2歳児の11月～5歳児クラスまで、毎週金曜日に体育指導の教科専門講師による体育遊びを提供しています。(講師の事情や園の都合で実施できない日もあります)ただし、講師の契約はいずれ終了する予定です。その場合は、終了後の代替講師が確保できなければ、講師が指導するという活動が継続できなくなります。了解願います。なお、スイミング・英会話などの取り組みは、現状では導入を考えていません。

絵本の貸し出しについて

貸した時点と返却の時点で損傷が激しい、また期限までに戻さない、紛失したなどの場合は本代の全額または一部を弁償していただきます。

 園外保育の活動内容について

園外保育の活動内容は、年度ごとに各担任が作成する指導計画により、提供内容に変更が出ます。了解願います。

 給食内容に変更が生じる場合があることについて

給食の提供メニューは、給食日より、予め提供月の前月末日までにお知らせします。ただし、食材の調達ができない場合は、メニューと違う内容が提供される場合があります。また、年長組の園外保育は、弁当対応となる場合があります。その場合は、給食の提供ができません。了解願います。

 お弁当の日について

月に一度は、お弁当の日を設定しています。その日はご家庭でお弁当を用意して、園へ持ってくるようにお願いします。その際、食中毒とならないようにお願いします。なお設定月は、4・5・10・11・12・1・2・3の各月となります。

 連絡帳の対応について（1）園から保護者へ

毎日の園生活の状況のお知らせは、0歳から1歳児は24時間の生活の把握を確保するため、できるだけ丁寧に記載するようにします。また満3歳に到達した月の翌月からは、お子様と保護者の方との会話の確保を目的として、園から保護者へ連絡帳でのお知らせは致しません。口頭でお尋ねになっても十分に納得してもらえない状況が確保されない場合があります。了解願います。

なお育児等で気になる場合は、個別相談の機会を持ちますので、ご利用ください。

 連絡帳の対応について（2）保護者から園へ

毎日のご家庭の生活の状況については、0歳から1歳児は24時間の生活の把握を確保するため、できるだけ丁寧に記載をお願いします。また2歳児以降では、朝食の喫食の有無等最低限の内容は記載をお願いします。また睡眠が十分でない、痲癩を起した、嘔吐などがあつた、便の調子が悪い、情緒が不安定な場合、食事に問題がある、発疹やアザ、口腔に異常がある場合など心身に気になる点がある場合は、必ず連絡帳で状況をお知らせください。

 携帯電話メール登録と内容確認について

入園に際しては、携帯電話へのメール登録が原則となります。園からメールが到着したら必ず確認するようにしてください。また、確認チェック機能が付されたメールには必ず確認チェック返信の対応をしてください。

確認しないことでトラブルが生じてても、園は一切の責任は取りません。

延長保育事業について

【 延長保育とは 】

延長保育は、保育園開園時間を超えてお子様をお預かりすることです。

【 預り時間 】

預る時間帯は午後6時15分から午後7時15分の1時間です。

原則午後7時15分を超えての対応はできませんのでご注意ください。

利用時間帯	基本利用料
18時15分から18時55分	60円
18時55分から19時15分	40円
19時15分を超える場合	1500円

*利用料金はおやつの有無に関係なく同額となります。

*延長時間帯を超えての利用はできません。万一の場合は高額の利用料があります。

【 利用料について 】

1人あたりの利用料は以下のとおりです。

ただし、3人目は無料とします。 *19時15分は全員が課金対象となります。

*時季により除加湿・冷暖房運転期間は5割増となっています。

期 間	利用料金
4月1日～6月30日	1時間あたり100円
7月1日～9月30日	1時間あたり200円
10月1日～11月31日	1時間あたり100円
12月1日～2月28日	1時間あたり200円
3月1日～3月31日	1時間あたり100円

【 申し込みについて 】

常時でない場合は、当日午後6時までに申込みをお願いします。

【 お迎え挨拶後の取り扱いについて 】

お迎えの挨拶後でも園庭や敷地内に留まる光景を見にしますが、速やかに退出していただくよう御願います。挨拶後の滞留時間を以下のとおりとさせていただきます。

お迎えを待つ児童の保育に影響が出ています。5分程度の遊戯で済ませてください。

★園庭電子時計で10分でも門扉から出ていなければ延長保育の対象になります。

★園庭電子時計で10分でも門扉から出ていなければ高額課金対象になります。



年末特別開園について

年末仕事等で預けたいとのご要望に応えるため、今年度は12月29日から31日までの3日間を特別開園日とします。

*保育園の通常時の開園期間は4月1日から翌年の3月31日の間で、日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く日と行事が或る日で特定の行事では行事終了時刻までとなります。従いまして、年末特別保育は利用希望者がいる場合に、児童福祉法の観点から行政の指導により開園の処置とするものですが、休園日に当たりますので一時保育扱いとさせていただきます。なお、市内の保育園によっては休園日とせずに通常保育で対応している園もあるようですが、これは、それぞれの保育園の園長の判断に委ねられていますのでご理解ください。

【 利用の仕方 】

- ① 利用ご希望の方は、所定の申込用紙にて申込みをさせていただきます。保育時間は相談の上決定します。尚、利用当日の受付はありません。
- ② 給食はありませんので、お弁当を持たせてください。
*離乳給食は相談にて対応します。乳児の授乳は園で用意します。
- ③ 開園時間は、8時から18時までになります。延長保育はありません。
- ④ 21年度から当日利用のキャンセルは2名出勤分1500円必要になります。

【 利用料金 】

通常保育期間でありませので別途料金が必要になります。

園児1名あたり1時間の単位で料金を頂きます。

料金は次のとおりとなります。

年末特別保育料金表

ひよこ	500円
ほし・うさぎ	400円
つき・りす・きりん	300円

*利用者が多数の場合は返金がある場合もあります。

事故・病気に対する保育園の対応についての考え

重要：園での事故・ケガについては、その場면을保育士が直接見ていない場合もあることをまずご理解願います。その上で、気づいた状況については適切な対応となるよう行います。そして、病院等が終了した場合には、終了についての同意書をご提出いただく場合があります。

また、治療等の範囲は、学校保健法ならびに保育園が加入している保険の対象範囲で対応させていただきます。保護者の皆様には、予めご理解を得たという同意のもとで対処させていただきますのでご理解願います。

1. 事故発生時の保育園側の対応

- (1) 保育園では、ケガの程度にもよりますが、ほとんどの場合病院での診察をするようにしています。「少しぐらいのケガなのに・・・」という場合でも、脱臼の可能性などがあったりすることも事実ありましたので、なるべく病院に連れて行きます。しかし、一方で夏場になると、蚊にさされたりする場合があります。この程度であれば、病院には搬送しないなど状況により対応があります。顔などに虫さされなどあった場合は別ですが、様子を見て対応することになりますので十分ご注意ください。

2. 自宅で起きた事故、園生活で起きた事故なのかによる対応

保育園で起きた事故であれば当然園で対応します。厄介なのは、園か家庭でなのかのわかりにくい場合です。特に帰宅後、ケガや虫刺され等発見した場合、一方園で預った直後に保育園側で発見した場合などいろいろとあります。

保育園でもできるだけお子様の様子は確認するように努めますが、保護者の皆様にも、園に預けられる前、迎えのときにお子様の状態をよく確認いただきますようご協力をお願いします。

3. 法定感染症などの発生の場合

水ぼうそうなど法定感染症の場合は完治証明書が出るまで園には来れません。

出た場合は速やかに園への通報をお願いします。

また、夏場プールの利用に際し、「水いぼ」など汁液が出る症状がある場合はプールの利用ができない場合があります。ご承知願います。

なお、20年度に市の医師会の園医部会が一部の感染症（水イボなど）について見解を出しましたが、保育園はこの見解には拠らず、日本保育保健協会から出ている見解を是として採用しますので予めお知らせします。

4. シラミ発生の場合

シラミ発生の場合は、すぐに病院に行って適切な処方と薬局でシラミ除去の薬品・シャンプーなど購入され対応してください。また、お子様の髪の毛・布団・枕・タオルケットなども十分洗濯してください。

保育園で除去の作業は原則できません。保育者を介して広がるからです。

5年前の状況は、初期の発見と対応が不十分で多くの園児に広がり、園も保護者も対応に苦慮しました。感染症と同じよう周りに配慮願います。

* これがきっかけで退園者も出ています。保育園としても残念なことでした。ぜひシラミの対応にはご理解あってご家庭のご協力を得て拡大させずに対処したいと思いますが、発生予防のためにも以下のお願いを十分ご認識あつて対処していただきますようお願いします。

全体的なお願い

- (1) 普段から担任・保護者がお互いにコミュニケーションをはかり信頼関係を築きながらお子様の事故・ケガ・病気に対応していきたいと考えています。
- (2) 自宅でケガをしても、翌朝園に告知しないで預けるケースが出ています。またその場合、何の処置もしない、適切な処置をしない状況があります。必ず連絡帳で状況を御知らせしていただくよう御願います。
- (2) 普段から衛生的に、清潔にするようお願いします。
 - ★くつは替えを何足かご用意してください。(臭う場合は持ち帰ってください)
 - 週末は、くつ・帽子は持ち帰って、洗濯してください。
 - おねしょが敷布団に出た場合はその当日お返しをします。洗濯を必ずしてください。*おねしょパットのご用意をお願いしますのでその場合はご対応ください。1枚800円程度で購入できます。西松屋さんなど
 - 夏場はできるだけ毎日お風呂に入れてください。病気の場合は丁寧に清拭してください。
 - 衣服はいつも清潔なものを着せ、着替えをするようにさせてください。
 - 部屋の換気、室温調節、湿度管理に気を付けてください。
 - 手足・顔洗い、うがい、歯磨きをよく励行しましょう。

日常生活では入浴や清潔な衣服・くつの装着などの衛生に気を配り、感染を防ぐのはそれぞれのご家庭のご協力で成り立っています。

保育園は集団生活の場です。保育園に持ってくる、着衣・くつ・帽子・タオル・布団なども清潔なものを持ってきてください。

保育園が主に利用している医院のリスト

保育園でケガ等ある場合は、以下の一覧にある病院へ搬送します。それ以外の病院指定はできません。もし、リストにない病院へ搬送する場合は、保護者に事前に確認を取ります。
(したがって連絡は取れるようにしてください)

なお、病院の医療ミス等が発生した場合は、園は責任を負うことができません。病院と保護者との直接の対応になります。了解願います。

園でケガ・事故等ある場合の搬送先医院

保育園でケガ・事故等発生した場合、保育園で診療の必要性があると判断した場合は、保護者の方の承諾を確認し、お子様を搬送し手当てしてもらおうよう対応しています。ここに掲載した医院及び搬送前に確認した医院は、診療に保護者の同意を得たと判断します。

小児科医	せんなり小児科	Tel 32-0032	大島町前田 318-1
歯科医	ひがし歯科	Tel 60-2789	大島町野田 2119
外科	作整形外科	Tel 60-0765	大島町国草 158-2
整形外科	桑畑整形外科	Tel 20-7788	阿波岐原堤添 1043-1
皮膚科	黒川皮膚科	Tel 72-4112	桜町 4-15
耳鼻咽喉科	宮永 ENT クリニック	Tel 31-1133	大島町西田 2128-2
眼科	ひらね眼科	Tel 31-6656	イオンモール 2階
緊急時	宮崎生協病院	Tel 24-6877	大島町天神前 1171

- 留意事項**
- * お子様がお園で発熱などされた場合は保護者が病院に連れて行ってください。
 - * 保護者の方は、勤務中でも常時園との連絡が付きよう対応してください。
 - * ここに掲載されていない病院をご希望の方は、園が対応できる地理的な場所のみ搬送します。詳細は園にお尋ねください。
 - * 園で発生したケガ・事故以外は対応ができませんのでご了解ください。

参考 園の嘱託医師・歯科医師

1. 保育園では年2回(6月・11月)の小児科医の検診を行なっています。
嘱託医(小児科) 先成 英一 (せんなり小児科) Tel 32-0032
2. 保育園では年1回(6月)の歯の健康診断を行なっています。
嘱託医(歯科) 小城行人 (小城歯科) Tel 39-9955

□ お子様への薬の与薬について

原則、医療行為従事資格者（医者・看護師）以外の者が投薬することは法律違反です。

日本保育保健協会の判断基準では、保育園では投薬はできません。
この基準に従い、当保育園ではお薬の投薬（医療用語）ではなく与薬として対応します。

保護者の事情により止むを得ず保育園に与薬を依頼される場合

薬の与薬がやむ無く生じる場合も必ず依頼書と薬を同時に直接保育士にお渡しください。
*薬は医師もしくは薬局の処方箋があり、当該疾患発生時のみの薬に限ります。以前に処方された薬の与薬は対応できません。

1. 「お薬依頼書」を記入し、薬と一緒に直接保育士にお渡しください。
*その際できればお薬手帳の写しをお預かりします。*手帳の所持をお勧めします！
2. 医療機関からの処方せん以外はお預かりできません。
3. 当日分のみお預かりします。水性のお薬は小さな容器をご用意願います。
4. 処方せんでも、解熱剤・鎮痛剤・座薬はお預かりできません。
5. 吸入などの行為も医療行為になりますので対応できません。
6. 医療機関・調剤薬局には保育園へ通園していることをお伝えください。
7. アレルギー対応のためのエピペン使用については個別にご相談願います。

連絡帳及びお子様の状況を確認する対応について

表題の件につきましては、保育園として一番看過できない内容を拾い上げて周知をさせて頂いています。その内容は「もっと子どもの保育園での生活の様子が知りたい」などのご要望です。それに対する保育園側の考え方をこれまで表明したことも含めてお知らせ申し上げます。

これまで説明した内容

保育園は集団保育の場です。お子様ひとりをひとりの保育士が独占して対応しているわけではありません。また、保育は児童優先で保護者の要望はその劣後順位の対応となります。特定の保護者の満足・安心を充足させる為に、児童全体に使うべき時間を充当することは困難な状況にありますと再三申し上げてきています。

そういう観点で、お子様の様子をお知りになりたい場合は、保育時間帯を回避して、別に時間を設けて対応しますと説明をさせて頂いています。ただしこれも保育士本人には過重負担となる場合もありますので、緊急な場合を除き予め予約を入れて頂きますようお願いしています。と幾度も重ねて申し上げてきています。また、お子様から一日の様子を聞いて把握してもらうようにもお願いをしています。

保護者へ連絡帳によるお子様の様子をお知らせすることについては、4月中は環境の変化などで落ち着かない場合もありますので、できるだけ月齢の低いお子様、また基本的生活の面で配慮を必要とするお子様に関して連絡帳に記載して園の生活状況をお知らせすることにします。

また、4・5月の生活状況を見て、保護者の希望に応じて6月に個別面談の機会を設けます。また、6月以外で、1年の間で10月と2月に個別面談の機会を用意しますのでご希望される保護者の方はどうぞご利用ください。

*連絡帳への記入を人数分毎日書くことに要する時間はおよそ1時間かかります。

それは保育の準備・計画に多大な負担となります。できれば、連絡帳記載の時間について20分を目安にして臨みたいとお思いますのでご理解・ご協力をお願いします。

*なお、気になることがあれば別に時間を設けて対応もしますので、所定のお申し出にて手続き頂きますようお願い申し上げます。

■ 本人物・他人物のご家庭での対応について

保育園に持って来てはいけないものにはご注意ください

保育園は、紛失等が起こりやすい施設ですから、高価なもの・大事にしているもの（全てのものが対象です）は保育園には持ってこないようにお願いします。そういう類のモノの紛失・損壊等による賠償請求には応じられませんのでご注意ください。

また、キーホルダーなど外れてしまって、乳児などの誤飲の恐れがあるものはカバンには付けてこないでください。

21年度では、キーホルダーなど飾り物をバッグなどに付けて登園するケースが多くあり、持ってこないように何度かお願いをしましたが、つけて来る状況があとを絶ちませんでした。集団保育の場で、自己満足で行動されることが、他の園児や他の家庭に影響があることを十分ご認識頂き、節度ある対応をお願い申し上げます。

1. 本人物の紛失が判明した場合

保育園へ状況が判明した翌朝までにはお知らせください。事情がわかっている場合は、その事情も一緒にお話してください。

事前のお願い

- * 名前が記入できる物には必ず名前を記入してください。
- * 紛失、汚れ・損壊したら困る物は、身に付けたり、保育園へ持ってこないでください。
- * 園生活に必要な物以外は持ってこないでください。（かばんなどにキーホルダーやマスコットなどを付けてきていますが、それも付けてこないように再度お願いします）

判明時のお願い（3歳～5歳児クラス）

■ 遺失物については園へご連絡ください、他の保護者にお知らせしたり園内を探索します。

2. 他人物を発見した場合

発見した翌朝までには保育園へその物についてご連絡ください。

発見時のお願い（3歳～5歳児クラス）

お子様にその物について、知っていたか、気づいていたかどうしたのかお尋ねください。

なお、衣類等を洗濯してご返却される場合は処置後速やかに保育園へ持参願います。

- * 「お友だちからもらった」などと言われたら、事実であっても了解せず、保育園へご連絡ください。児童同士のやりとりはできません。
- * 他のお子様の物をその児童の了解無く取る場合が稀にあります。そういう場合がありましたら保護者の方がきちんとお話しして、保育園にもご連絡ください。また、その物を保育園へ持参ください。*保護者同士の直接のやりとりはしないでください。

園児賠償保険（キッズガード）へのご加入をお願いします。

キッズガードは、お子様が起こす傷害事件も含めて、いろいろな内容に対応する保険です。これからは、保育園内の事故でも、園の送迎対応の外ではあるが保育園の敷地内で起きる事故については、保護者同士の交渉になります。また、園生活の中で起きた事故でも、お子様同士の事故で、園の対応だけでは納得しない場合に、加害児童の保護者に直接賠償請求することも実際に出てきています。こういう場合は、その後の園生活で様々に大きな障害が出てきて運営に重大な影響が出ます。従いまして、直接契約のこんにち、保護者同士の問題が起きた場合に円滑に解決するため、園児賠償保険への加入を原則義務化しています。よろしく御願います。

職員へ過度の要求をする場合は利用契約を解除する場合があります

契約にないこと、トラブルや事故・事件があった場合に、お子様のお世話をする保育者を攻撃する姿勢や自分中心の考えでお子様の対応を要求する。トラブルで園に非があっても過度の要求で園を困らせる態度や姿勢で対応される場合は、契約を解除することになります。その場合は、解除通知の直近の月末で利用契約は終了となります。

事例：虫刺されが多い。原因となる蚊・ブヨなどが園に来ないようにしてください。

：ねずみ・ごきぶりを見ました。園が不衛生だと思います。改善してください。

*この事例では、隣接する新別府川にねずみは生息しています。ゴキブリは羽が生えていて移動してくるものもいます。など状況があります。要求されるお気持ちは理解できますが、神経質にそこまで要求がエスカレートすると対応が困難です。園の対応が看過できない場合は、転園か退園していただきます。

威圧・脅迫的な言動をする場合は利用契約を解除します

保育は、保護者と保育園側との信頼関係で成り立つ契約です。（園や職員に非があることも含めて）ご不満・憤懣等に対して、園や職員に過度の要求や威圧・脅迫的な言動を行使したと園が判断した場合は、利用契約を解除します。その場合は、解除通知の直近の月末で利用契約は終了となります。

父母の会会費について

父母の会への入会を原則お願いしています。会費の用途について内容を予算化し支出しています。また、その中から、半額をお子様の絵本代として支払っています。予算の賛否に関しては、世帯数の過半数の承認を持って決定することにします。

父母の会会費の額の変更について

現行の父母の会会費の額は、予算等に基づいて決定をしています。用途内容の変更や額の改定等で会費総額自体に変更が生じる場合があります。額の変更については、在園世帯の過半数の承認を持って決定することにします。



保育園利用にあたり次の費用がかかります。

1. 毎月分支払うもの

(1) 父母の会々費 500円 (父母の会負担絵本代を含む)

*3人目のお子様分は300円の父母の会費となります。

*おどろぐ箱・連絡文書ホルダーは父母会費から納入します。

*絵本代は1人あたり250円を絵本代として納入願います。従って、本人負担は別途のご負担はありません。

*行事等での保護者分費用、2回目の尿検査代、遠足バス代・お菓子代、卒園修了記念写真代、寄付物品等その他で利用します。

*制服・通園かばんについては、毎月分の分割を半年で納入することになります。

納入方法について

1父母の会々費は3歳未満児が1年分(12月1回)、3歳以上児が6月毎(8・2の各月)に所定の納入袋に入れて必ず職員に手渡しで納入してください。
おつりが出ないようにお願いします。

なお、兄弟姉妹のいる世帯も袋が1つになります。袋は年上のクラスで配ります。

※納入方法で個別に行いたい方は保育園にご相談ください。



(個別チェックを入れない場合)

入園の利用に関する同意書のすべての内容に同意します

保護者としては、上記内容を確認し、家族・親族で保育園利用や行事参加する場合は、上記の内容に同意の上、のぞみ保育園の入園・一時預かりの利用を申請します。

□欄すべてにチェックをされた場合は、以下に自署をお願いします。

自署日付 年 月 日

保護者

代表

自署欄

印

*自署無き場合は利用
ができません